

行政常任委員会

平成 30 年 6 月 14 日（木）

午前 10 時 00 分開 会

○南委員長 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから行政常任委員会を開催させていただきます。

開会の前に、今回付託されておる議案が 6 議案でしたか、6 本について、まず、お手元に配付させていただいております進行表に基づいて、財政、税務と、最後がその他のほうということで 13 番の総合病院までを予定しております。

その中で、今回の常任委員会には、今回の当初から財政課ということで都市計画事業の基金設定があるということで、特に市長と副市長の出席を求めていただきました。この中で、特に市長に今、委員長として出席要請をしておるのが 5 番の政策調整課、それと 10 番の商工観光課と 11 番の環境課、それに 13 番の総合病院、この課については市長の出席を求めております。また、審査の中で特に委員さんのほうから市長がおったほうがいいんじゃないのという場合は、市長に出席要請を議長としてしていただく計画でおりますので、よろしく願いをいたします。

今回、特に教育委員会と病院については報告事項で入っていただくんですけども、ほかに水道、防災、会計、監査の 4 課は、今回この審査の対象になっておりませんが、閉会中に事があればいつでも委員会を開催して出席要請をするつもりでおりますので……。

（「閉会中やなくて開会中」と呼ぶ者あり）

○南委員長 もちろんで、開会中でも閉会中であってもね。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

それでは、初めに、第 1 の財政課のほうから付託されております議案第 34 号と 37 号について説明を願う前に、市長のほうからもし挨拶があれば。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、昨日までの議会に引き続きまして、連日大変お忙しい中、本日より行政常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会に付託されております議案は、議案第 34 号、尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから、議案第 37 号、平成 30

年度尾鷲市一般会計補正予算（第２号）の議決についてまで、議案第３９号、尾鷲市道路線の認定について及び議案第４０号、尾鷲市道路線の廃止についての計６議案でございます。議案につきましては所管課から説明いたさせますので、よろしく御審議を賜り御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○南委員長　ありがとうございます。

それでは、付託されております議案第３４号、尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての説明を求めます。

○宇利財政課長　財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第３４号、尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてにつきまして、議案書に基づき説明申し上げます。

議案書の２ページをごらんください。

本基金は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用の財源を積み立てるため設置するものでございます。都市基盤整備に係る財源の確保、都市計画税の明確化及び適正執行を目的として設置するものでございます。

基金として積み立てる額は、第２条にありますとおり、各年度の都市計画税収入額のうち、その年度における都市計画事業等に要した費用の残額に相当する額としております。この残額に相当する額の確定は事務処理上翌年度となることから、残額が出た場合は翌年度に残額に相当する額を積み立てる予定としております。

今補正におきましては、平成２８年度決算時における累積余剰額である２億６，５３５万７，０００円を積み立て、決算確定時に平成２９年度分を積み立てる予定でございます。今回の補正については２８年度という従前のお話なんです、現状、平成２９年度の決算整理を行っております。その決算整理ができ次第、新たにその部分、２９年度の残額、確定し次第、再度補正をする予定としております。ですので、今年度以降の基金の運用といたしましては、決算の確定、もし残額が出た場合は、翌年度にその残額を積み立てる予定としております。

また、第６条にありますとおり、処分を都市計画事業等に要する財源に充てる場合に限っており、今後発生する都市計画事業に充当してまいります。

議案第３４号の説明は以上でございます。

○南委員長 関連するで、37号のほうもお願いします。

○宇利財政課長 続きまして、議案第37号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてにつきまして、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書（第2号）及び予算説明書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,062万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億2,886万5,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。

歳入でございます。17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正額2億7,133万7,000円を追加し、8億5,137万円とするものでございます。都市計画税の計画的な運用を行っていくため設置いたします都市計画事業基金への積み立てを行うため、財政調整基金より移行するもの及び今補正の財源のため繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。次ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、補正額2億6,535万7,000円を追加し、2億8,029万3,000円とするものでございます。全額今回新設いたします都市計画事業基金への積立金でございます。積立額については、先ほど申し上げたとおり、平成28年度末時点での繰越金の累積額でございます。

今補正の結果の年度末基金残高見込みでございますが、資料をごらんください。

今回の補正での財政調整基金の取崩額が2億7,133万7,000円となり、財政調整基金の平成30年度末残高は11億4,323万6,000円となる見込みでございます。済みません、基金総額ですね。基金総額の年度末残高見込みは11億4,323万6,000円となる……。済みません、訂正します。財政調整基金残高が2億9,742万1,000円、基金総額の残高が13億7,823万9,000円でございます。

説明は以上でございます。

○南委員長 以上の付託、34号と37号の説明を受けました。

これについて御質疑がある方。

○三鬼（和）委員 再度ちょっと確認したいんですけど、若干本会議での楠委員の質疑とか、あれにもかかわるのかなとは思うんですけど、この都市計画事業基金

に財政調整基金から積み立てる金額、これは、これまでずっとその中にあって、年度をさかのぼっても、都市計画のほうに使われておったというのと、そうではないのにも支出があったということはないんですね。この基金の都市計画事業基金に当たる部分については、県等の指導というか、そういったのを精査した中で財調からこの部分という、この数字はもう確認というか確信でいいんですね。

○宇利財政課長 累積額の算出なんですけれども、毎年度、都市計画税の事業費、それから、都市計画事業に充てている起債、それと都市計画事業及び過去に都市計画事業としてやったんですけれども、起債を借りてした都市計画事業の分の起債償還額、その差し引きが都市計画税を上回ったという計算の中で累積してきた額で計算をしております。

○三鬼（和）委員 あと、このことと関連して、先ほど課長から説明のあった部分で、次も年度決算が確定したら基金に積まなくちゃいけないということを言われましたけど、この部分については、もし決算繰越額が基金の額を下回った場合は、また、そういうことはないと思うんですけど、財政調整基金の部分からその部分に充当する分を算出しなけりゃいけないということになるんですよ。

○宇利財政課長 そのとおりでございます。

○三鬼（和）委員 もう一点、あわせて、資料をいただきましたので。

そういった場合、財調が現在の中では2億9,700万しかない、この資料の中にはないわけなんですけど、しかしながら、13億7,800万というのは、市の金ということで、毎月正副議長にも届けられる現金というか、それとはほとんど合ってくるということなんですけど、年間を通じて。もし財調のこの基金が使えない場合、ほかの基金を流用するということは、自分のところのお金ですから構わないと思うんですけど、そういったときはどうなるんですか。

○宇利財政課長 年度内での現金運用上の資金不足分を一時的に基金等から流用して執行することは可能だというふうに、理論上は可能だというふうに考えております。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 質疑に続いて連続で申しわけないんですけど、今の課長の説明だと、今年度、これからまだ9月の決算があるわけなんですけど、都市計画事業を実際にやっているのかどうかというところが、やっぱり歳出のところ都市計画事業費の関係が出てくると思うので、やっているのか、やっていないのかのところも明確にしないと、決算で出てきて、これだけ使いましたって、それは何の事業に使って

るのか。ここはちょっとポイントになると思うんでね。普通に考えたら、都市計画事業をやっていないんだったら、都市計画税そのものがそっくり基金に入るはずなんだけどというところにちょっとその辺の説明をもう少ししてほしいんですけど。

○宇利財政課長 質疑の中でも説明をさせていただきましたが、都市計画事業の都市計画認定の部分、短期的には旧来から認定をしている都市計画施設、その部分でどれぐらいの範囲で見られるのかというものを、今、洗い出しをして、県にもお話をさせていただく中で、確定をした後に今年度の事業としてはこういうものを充当予定という形で説明させていただく予定としております。

○濱中委員 重ねた質問になるかもわからないのですが、ちょっと理解が薄いので。例えば、今年度内に今後9月以降の補正の中で、今年度であったとしても都市計画事業に充当できるものができたら、この中から使うということで理解してよろしいですか。

○宇利財政課長 そのとおりでございます。

○奥田委員 今回基金を設置するということなんですけれども、その余剰の分ね。私は3月議会で申し上げたように、これ、いまだにしっくり来ないんですよ。取り過ぎておる。目的税ですもんね、これね。都市計画をすと言うて集めた税ですので、取った税ですので。それで使っていないというんなら、僕は市民に返すべきだと思うんですよ。返すべきですよ、これは。僕はいまだに腹に落ちん、納得できていないんですけど、そう思いません。僕も固定資産税もちゃんと納めておる身として、使っていないならとるなよと。

ただでさえ今、尾鷲市は、防災対策等でハザードマップとかをやって、これはいいことだと思いますよ。いいことやけど、その一方、土地の価格が物すごく落ちていっているわけですよ。土地価格が激減していますよね。だから、港町と林町とか中井町とかも家が売れないと。土地も売れないと。それにもかかわらず固定資産税は高いでしょう。高いですよ、全然下げていないじゃないですか。

それに関して、これ、また、都市計画税って幾らやったかな、固定資産評価額の1,000分の3か、取って、高い都市計画税を納めておるんですよ、尾鷲は。今、旧町内ですけどね。旧町内の市民は高い都市計画税を納めていますよ。

それを使っていないというんやったら返してくださいよ。僕はそう思うんですけど、違いますか。一旦返した上で、また必要だったら、僕は取ったらいいと思うんですよ。目的税ですもん、これ。本当は取ってはいけないものじゃないですか、使っていないんだったら。いかがですか、それ。市長、どうですか。僕は返してほし

いんですよ、納めておる身として、使っていなかったんなら。

○宇利財政課長 目的税ということで、年度間調整というのもあるかと思えます。

そういう部分も含めて都市計画基盤を一定以上整備していくという考え方の中で、私どもとしては、今回の余剰については、基金に積み立てて今後の都市計画事業に使っていききたいというふうに予定をさせていただいております。

○奥田委員 僕、市長に聞いたんですけど、市長が答えられないなら、副市長、どうですか。

○加藤市長 さっき財政課長から申し上げましたんですけども、正直言って都市計画、要するに、この尾鷲の今の状況を見て、いろいろな都市計画事業に今後充当するような事業もやっていかなきゃならない。それでもって、その基金を使いながら都市計画事業をやりたいと。このように考えておりました、基金への積み立てということについてお願いしているところでございます。

○奥田委員 ただ、僕は納得がいかないですよ、これね。さっき課長も時期的な経過的などうのこうのと言うてましたけど、でも、7年も8年も、県からもかなり指導を受けておったんでしょ、これ。受けていますよね。去年の10月も受けて、去年の12月、ことしの1月、去年もおととしもずっとずっと何年間か受けておるはずですよ。僕は県から聞いていますけど。

指導をずっと受けているにもかかわらず、全然聞き入れなかったということで、結果的に今、総務省の指導もあったみたいですけどね。六百幾つ、これ、都市計画を持っておるといふ事実があるんですか。そのうちの20ぐらいですかね、この余剰を持っておるところが。鳥羽もちゃんと基金を立てたと。それを何年もかかってもちゃんと処理しなさいと言っているにもかかわらず、聞き入れなかったわけでしょう。これは加藤市長の前の岩田市長の時代なので、加藤市長も気の毒だと思うんやけどね。

でも、これ、僕は、ある意味、確信犯ですよ、こういうことを。取れるものは取ったらいいんやと。でも、目的税ですから、本当は取ってはいけないのよ、これ、都市計画がなかったら。だから、僕は返してほしいと。一旦返してくださいよ、これと思うんですけど、間違っていますかね、副市長。

○藤吉副市長 県のほうから御指導を受けまして、今回、都市計画税の余剰があるということがわかりまして、県と協議をした上で、最終的にはもう基金をつくって、その都市計画税として余剰があった部分を明確に区分けして、今後、都市計画事業として、例えば都市計画事業に充てられる施設であるとかの新設であるとか、

それから、都市計画として位置づけられている施設の老朽化対策ということに充てるということで、今どういったものにしていこうかということも含めて、今県のほうと協議しておりますので、余剰でありますけれども、これにつきましては有効活用というか、しっかりと尾鷲の都市計画がしっかりとできるような形で事業を進めていきたいなど、こんなふうに思っています。

○奥田委員　最後にしますけど、その辺の尾鷲は財政が厳しいので、わからんでもないんですよ、県から注意されても何年にわたって、取れるものは取っておこうと。気持ちはわからんでもないんですけど、やっぱりそれは市民に対する裏切りですよ、裏切りやわ。取るんやったら取るできちっと都市計画のために使わなあかんし。そういうことを全然情報開示もせんと取っておったというのは、僕はやっぱり返すべきだなといまだに思っておるんやけれども。

それで、1点だけちょっとお尋ねしたいんですけど、この積み立てた基金というのは、旧町内の都市計画だけに使うものなんですか。どういうふうに使われるんですかね。地域的にはどういうふうなことを念頭に置いていますか。

○宇利財政課長　地域的といいますか、都市計画決定された事業に対して充当する予定としております。

○奥田委員　そうすると、今、賀田地区なんかも、都市計画区域には一応昭和52年からなっておるけれども、平成20年度から都市計画税を取っていないじゃないですか。今、旧町内だけなんですよね、都市計画の網がかかっておるのは、都市計画税を取っておるのも。どうなんですか、旧町内以外でも使うという、輪内とか、例えば須賀利があるのかな、どうか知らんけど、旧町内に限らず使われるものなのか、そこだけちょっとはっきりしておいてもらえませんか。言っている意味、わかります。

○宇利財政課長　今、都市計画事業というものの都市計画決定する事業というのの洗い出しを行っていく中での話になるかなと思っておりますが。

○奥田委員　だから、旧町内だけなんですかということ聞いておるんですけど。旧町内に限らないのか、旧町内以外でも使うのか、どちらなんですか。

○南委員長　指定区域しか使えへんでしょう。

(発言する者あり)

○南委員長　奥田委員さん、建設課長をもしなんやったら呼んで、しっかり状況を把握したほうがいいで。

暫時休憩します。

(「同じ関連なんやけど」と呼ぶ者あり)

○南委員長 都市計画の使途で。建設課長を今からちょっと呼んでもらおうと思うんやけど。ちょっと呼んで。

それ以外で何か質疑のある方は質疑をしていただきたらと思います。

○野田委員 先ほど基金の年度内で理論上は流用することは可能だと言ったと思うんですけども、これは全体に可能なんですか。

○南委員長 目的税やで。

○野田委員 違う違う、ですから、財政調整基金が一旦足らなくなった場合にはほかの基金も使える、そういう意味で。

○宇利財政課長 現金のお話でして、1年の予算執行上の中で一時的に現金が足りなくなる場合、その場合に、一定期間、期間等の間だけ、現金をそこから流用という言い方がちょっと違うかと思うんですけども、そこから基金から借り入れをして実施すると。終わったら、予算で歳入と歳出がイコールになっていますので、どこかの時点ではイコールになるはずなので、その時点で返すというようなことは可能だというふうに考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○濱中委員 恐らく以前都市計画変更があったときに、その都市計画の中の詳しい市内の場所とかそういったことを説明された時期があったと思う、数年前に。それ以降、先から奥田委員が言われておるように、どこのことをするんやということ私らがその都市計画の今現在のやらねばならないという事業のあたりが把握できていないように思うんですね。なので、これは余っておるものなのか、使わなければならぬけれども事業計画ができていないものなのかというあたりも含めて、きちっとお示しいただく時期が必要かなという気はするんです。

将来的にどれだけの事業が積み残して残っておるのかということがわかれば、これが余っておるものではなくて幾らになって、固まった資金として幾らになったら使えるとかいうことも判断できるのかなと思うので、今後、都市計画事業として尾鷲市がやるべきことということが明確にさせていただくのがわかりやすいのかなという気がするんですけども、それを含めていかがなんでしょうか。

○南委員長 建設課長、急遽えらい済みませんでした。

奥田委員さんから、都市計画の事業推進に当たっては旧町内を中心にやっていくかという、場所がどこになるのかという質問が出たんですわ。当然目的税ですので、言うまでもなく指定区域内で事業をするのが本来の筋だと僕は考えておるんですけど

れども、建設課としての見解ですね。事業区域が市内全域なのか、それとも、指定区域のみなのかというあれでしょう、極端に言えば。

○高柳建設課長 都市計画事業といいますのは、いわゆる都市計画法に基づいて実施する事業でございますが、都市計画法の規定に規定されておりますのが、あくまで都市計画区域の中で進められる事業ということになりますので、基本的にはその都市計画区域内で都市施設を整備するのであれば都市計画事業ということにはなるかと思えます。

○奥田委員 じゃ、都市計画区域というのは、昭和44年ですか、44年から旧町内が都市計画区域になっておるわけですね。そして、昭和52年から、さっき言ったように賀田地区、賀田町、曾根町が追加されておるわけですよ。それで、平成11年に高速道路の延伸に伴ってちょっとふえておるんやけれども、僕が言いたいのは何かというと、賀田、曾根は都市計画区域なんですよ、今でもね。都市計画区域なんやけれども、平成20年度から都市計画税を取っていないんですよ、取っていないんですね。

今、課長が言われたように、都市計画区域に対して使うとなると、旧町内と、それじゃ、賀田地区も使うんですかと、僕はそこを聞きたいんですよ。どうなんですか。都市計画区域ということよろしいですか。

○高柳建設課長 いわゆる都市計画事業といいますのは、先ほど申しましたとおりではございますが、あくまで都市計画税というのは、その都市計画事業に充当できるものというふうに規定されております。都市計画事業のそこにどのような財源を充当するかというのは、また検討していかなければならないかなというふうに考えております。

○南委員長 課長、今の奥田委員さんの質問は、賀田と曾根は都市計画区域に入っておるんだけど、現実に平成20年度から税は取っていないんですね。それでも都市計画区域と設定して事業を計画していくのかということでしょう。できるのか。区域やもんで、税を取っていないかっても事業としてもできるのかという質問ですわね。

○高柳建設課長 都市計画事業といたしましては、都市計画法の規定に基づいて手続をとれば、都市計画事業としては実施可能かなというふうに考えております。

○南委員長 できるということなのね。

○奥田委員 できるということですね。そこで、僕は矛盾を感じるんですよ。というのは、これを今旧町内の人しか、平成23年度から余剰があったんですね。こ

れってというのは旧町内の人しか納めていないものですね。それを今回都市計画税が余ったからといって、基金に積み立てるわけでしょう。尾鷲市全体の預貯金になるわけですね。尾鷲市全体の預貯金ですよ、これ、基金というのは。

今、言われたように、それ自体も僕はおかしいと思うんやけれども、旧町内の人しか納めていないものが、それが尾鷲市全体の預貯金になるということ自体も、ちょっと僕は矛盾しておると思うんやけれども、もう一個矛盾しておると思うのは、今、課長が言われたように、旧町内の人しか納めていないもの、負担していないのに、都市計画区域に入っているということで、賀田や曾根も都市計画事業が出てきたら使えるということでしょう。その辺の費用負担の問題ですよ。受益者負担というか、そういうことが僕はアンバランスが起きてくるじゃないですか。それでもいいですかということを僕は言っているんですよ。いいということですね、それじゃ。

○藤吉副市長　建設課長が申しましたのは、都市計画法に基づく使途の話をさせていただきましたがけれども、現在、都市計画基金の今後積み立てていただいた場合には、その使い道として現在市役所内で検討しておりますので、その使い方につきましては、この委員会でのそういった御意見もあったということで、そのあたりは協議の一つの要素かなということで考えさせていただきたいなと思います。

○奥田委員　最後にしますね、この件についてはね。

でもね、そういう意見があったから協議しますって、そういう意見が出るの、わかっていたんですか、基金に積むということで。わからずに、基金に積むということは、尾鷲市全体の預貯金ですよ。でも、負担しているのは旧町内の人だけなんですよ、これ、負担しているのは。ほかにあります。

それを使うということに対しても、僕は輪内の人を悪く言うつもりはないですよ、きのうだって僕は曾根のことを言いましたからね。でも、負担していないところと負担しているところがあって、今後それがお金に色がついておるわけじゃないじゃないですか。それで、基金に積み立ててしまったら、それは都市計画事業に使うんでしょう。都市計画区域になっておる曾根や賀田に使うという可能性もあるわけなんですよね。

そういう問題点、基金に積み立てる時点でわかるわけじゃないですか。その時点でわかりません。今気づいたんですか、副市長。そういう問題も全部クリアした上で、僕は基金に積み立てたんかなと思ったんですけど。今の話を聞いていると、これからちょっと考えますわみたいな。それじゃ、遅いんじゃないですか。僕は、3月にこういうのを考えておけと言うたのに、6月までかかって、この条例を出して

きたわけでしょう。しっかり考えていないんですか、その辺は。

○藤吉副市長　　現在、都市計画事業の認可等の手続を今、県と協議中ですので、そういった意味では、今どこのどの施設というところを申し上げられない状況ですので、実は、今協議中のところは旧市街地というか、そういったところが中心で今認可の協議をさせていただいておると、そんな状況でございます。

○村田委員　　確かにこれは今の市長と副市長のときの問題じゃないんですよね。以前からずっと岩田市長のときからあの問題があって、こういうような状況になってきた。

一つには、これは私自身も当然考えて反省をしなければいけませんけれども、そういった事実がわかっていたのか、わかっているかということは別問題として、議会としてもこういう予算をずっと認めてきておるんですね。ですから、その辺のところは議会としても反省をして、今後、もっとチェックというものについては厳しくしなければいけないという認識を持っておるんですけれども。

そこで、今、奥田さんからもあったように、昨年12月ですね、これ、問題が起こったのは。既にもう半年たっておる。今、都市計画事業をどういうものをやるのかということで検討協議をしておるといことなんですから、今、旧町内、それから、周辺部というか輪内方面のすみ分けを全然やられていないということで、差し当たっては旧町内の中で事業をやろうとしておるんだらうと思いますけれども、しかし、その辺のすみ分けというのを、今やっていないといってもしょうがないものですから、速やかにそのすみ分けをします。都市計画審議会もあるわけですから、早急にそういうものを緊急に開いていただいて、こういう事態になったんですから、その辺のところをきちっと整理をしてやっていただくということも我々が必要だと思うんですね。

今やっていないからどうのこうのということは、私は申し上げません。ですけれども、こうなった以上は、少しでも早く対応するということが必要ですから、その辺を執行部が十分御認識をいただいて、対応していただくように特にお願いをしたいと思うんですね、いかがでしょうか。

○藤吉副市長　　まさしくそういう形でこれから協議なり事業を進めてまいりたいなど、こんなふうに思います。ありがとうございます。

○村田委員　　副市長さん、それはそれでいいんですよ。いいんですけれども、私が申し上げておるのは、やっぱり旧町内と尾鷲の旧町内と輪内のすみ分けですね。その辺のところをやっぱり私は都市計画審議会も緊急に開いていただいて、どうや

るんだという基本路線を決めていかないと、差し当たって尾鷲旧町内で事業をやるんだということはわかりますけれども、そのままでやっていったら何もならんでしょう。

ですから、これはやるのでやる、進めていただきたいんですけども、そういったすみ分けというものをきちっとやるような対応を早急にしていただきたいということです、その辺についていかがなんですかということ。

○藤吉副市長 担当課と相談しまして早急にやらせていただきたいなど、こんなふうに思います。

○濱中委員 重ねた話になってしまうので、あれかなと思ったんですけど、この20年に輪内地区からの都市計画税を徴収しないということを決めたときの説明の中に当面その地域での事業計画がないという説明を受けたような覚えがあるんですね。多分その当時は、順序とかそういったこともきちんと明確にされておったと思うんですけども、そこから先の都市計画に対する事業計画がなし崩しになっておるなという気はするんです。そこから事業がなかったですからね。ないから余ってきたからですからね。

だから、ここが村田委員のおっしゃることと重なってしまうのであれなんですけれども、やはり計画的なものを。それともう一つ、都市計画の事業の予定がないから徴収しないという説明が今もそれが有効なのかということになれば、都市計画税を徴収する線引きが旧町内と輪内というような、そんな大きな分け方でいいのかという議論も出てくるかもわからんと思うんですよ。それこそ市街地と、この尾鷲市の中でも国道からあっち、国道からこっちという分け方をしろという注文も出るかもわからんやないですか。そういった線引きも明確にしていく必要があるのかなという気がするんです。輪内やから取らんでもいいと、そういうざっぱなことではもうあかんのかなという気がするので、そういったあたりも含めて議論の課題としていただきたいなというふうに注文差し上げます。

○加藤市長 この問題につきましては、昨年末からずっといろいろ続いてきて、都市計画税の余剰金が出たので、これを基金に積み立てなきゃならないと。こういう方向で、その中で基金に積み立てるだけじゃなしに、要するに都市計画事業をもう一度、今までの尾鷲市で考えた概念からもっと幅広く、そういうものを洗い出しながら、いろいろ都市計画事業というものを幅広く検討しようじゃないかというようなことで、県にも一応相談に行ったりいろんなことをしながら、正直申しまして、私自身は財政再建委員会の中で、都市計画のこの基金を使いながらどういう形で事

業を進めていったらということは、今検討していることは検討しているわけなんです。

ですから、おっしゃるように、その中で、これはこういうときに言うべきなこと、私の考え方は、今、先ほど奥田委員からすみ分けという話がありました。尾鷲旧町内だけのものになってしまうのか、旧町内を中心として若干の派生するような、結果、尾鷲市全体というようなことになるのか、その辺の決定を今後どうしていくのかということについては、私は大きな話だと思います。その方向性はきちんと決めたいと。

当然のことながら、今、具体的にどうなのかということは申し上げられませんけれども、これは、やはり我々がこう思っている、県がどう思うのかというような話も、これはもういろいろございますので、その辺のところを十分情報を密にしながら、我々としてもこの辺の基金を使った都市計画事業というものの具体的な計画というものも今後早急にきちんと進めていかなきゃならないと。さっきおっしゃっていましたが、おちおちやっつけられないと思います。これはやっぱり方向性というのは出さなきゃならないと、僕は。

以上でございます。

○南委員長　今の気になる市長の発言がありましたもので、ちょっと確認したいと思います。今、市内全体を事業に考えたいということでは、都市計画税の網をかけるということなんですか。そこだけはっきりせんことには。

○加藤市長　当然のことながら、都市計画事業というのは、都市計画税を払っているその受益者負担というのは当然ある。だから、要するに今現状では旧町内の方々、これが原則だと思います。その中で、こういうことが可能なのかどうかということも検証するというだけでございます。あくまでも、それは旧町内が中心でございまして。これが100%なのか、具体的な数字をいったら、95%なのか、ちょっとその辺のところをきちんと方向性を示していかなきゃならないと思っているんですけども、今の議論でいきますと100%、要するに受益者負担、旧尾鷲町内の方々、都市計画税を払っているんだから、当然のことながら、それに見合った都市計画事業をやらなきゃならないというのが僕は原則だと思います。これは当然だと思います。

○三鬼（和）委員　基金を積むときに都市計画事業として、これ、間違いないですかって聞いたのは、平成二十二、三年ぐらいから、もう都市計画事業費として使っておるわけですね、この部分を。そういったこともあるし、輪内地区、賀田、曾

根かな、地区においても、それまで都市計画税を払ってきて事業をやっていないという段階で、その地区の方の払った分もあるということですよね、こういった問題が出てくると。この前これをしたときに、そういったところの説明責任的な区切りというのまで説明がなかったように思うんです。

ですから、今後、今言ったように、旧町内の方が都市計画税を払っておるといふのと同時に、今後、これまでの分もきちっと清算した中で、きちっとした説明責任というか。賀田・曾根地区の人に、じゃ、自分らが払った都市計画税はどこへ行ったんだと言われかねないと思うんですよ、今の状態では。そういったものもきちっとこの際整理されるべきじゃないかなと思うんですけど、その辺、どうなんですか。

○藤吉副市長 都市計画事業の余剰額の推移につきまして、以前も御説明させていただいていますけど、平成21年度時点ではゼロという格好で、余剰金が積み上がってきたのは平成22年度以降ということになりますので、その積み上がってきた余剰金として累積が始まったのが旧町内だけを課税している段階ですので、今、賀田地区の方について何か余剰があったということはないということで理解しております。

○三鬼（和）委員 では、再度質問。

その時点でゼロということで、これまでは旧町内と、それから、賀田・曾根地区で集めて納めていただいた都市計画税ということは、市の全体の事業としてそれを活用しておったということ。ゼロになった時点で旧尾鷲町のほうだけの収納した都市計画税がこのようになってきたということで、これ、当然、説明の中でも都市計画事業は旧町内の事業にしか充てられない基金になるという意味じゃないですか。ですから、ちょっと説明が変になりますよね。

○藤吉副市長 これまでの事業というのは、道路整備であるとか、それから、街路とか公園という形で使っていたというのを聞いております。それで、賀田については、高速道路の関係で道路がついた中で平成22年度に税を徴収しないのは、今後、道路がある程度できた中で今後ないんだということで、あと旧町内の今後の道路整備という形でそこは残ったという認識をしております。

ただ、都市計画事業というのは、道路、公園ばかりではなくて、下水道であるとか、ごみ焼却場とか、火葬場とか、斎場とか、そういったものも都市計画としての対象になりますので、その中で事業認可ということで県と協議をさせていただきながら、旧町内の方に受益ができるような形の事業を県と協議しながら進めていきたいなど、こんなふうに思っています。

○三鬼（和）委員　　ということは、ゼロになって、今回積み立てる基金に関しましては、旧町内の都市計画のみに使われる基金と理解したらいいわけですね。先ほど県の事業とか、そういったような形の中では、柔軟的に運用できるということはあるがたいことで、これは理解しますが、副市長の説明であると、この基金に関しては、旧町内の都市計画のみに当てはまるということの答弁だったと理解していいですか。

○藤吉副市長　　今、県との協議はそういう方向で協議をさせていただいております。

（発言する者あり）

○奥田委員　　それ、はっきりしてくださいよ、はっきりしておいたほうがいいんじゃないですか、県との協議というよりは。

いつも僕、市長、副市長の話を聞いておると、しゃべりが本当に僕なんかよりもはるかにうまいもんで、そうかと思っていると、後で思うと、あれ、全然中身がなかったなとか、さっきも市長の答弁を聞いておると、積み立てたものも広く尾鷲市に全体使うんやみたいなの、これからも網かけるようなことを言っておったけど。そうなんですかと委員長が聞いたら、いや、原則は旧町内ですという。

（発言する者あり）

○奥田委員　　非常にいつも曖昧で、はっきりしてくださいよ、はっきり。この積み立てた基金は旧町内の都市計画に使うんですよね。はっきりしてください、はっきり。

○藤吉副市長　　現在の余剰金につきましては、そういった旧町内を対象とした事業計画で検討、協議をしております。

○村田委員　　やっと結論が出たんですけれども、当初は、都市計画税の使用目的等についての概念でお話をしておったんですね、尾鷲市全体の。しかし、今、結果を見ていくと、平成23年ですか、それから旧町内でしか徴収していない。輪内方面は全然ないということで、旧町内で使うのが当たり前だという見解になったということなんですか。

ですから、やっぱり初めとちょっと違うという議論はありますが、そうじゃなくて、初めは、都市計画税の概念、使用も含めた概念を話しておって、実態はこうだったということは今言ったわけですから、これで委員長、いいわけなんですよ、これで。我々がとやかく言うことはないです。あとはどういうものをお願いするかということなんです。

それと、もう一つは、やっぱり都市計画審議会を早急に立ち上げて、いろいろなところを整理していただきたい。それを議会に報告していただくということを、委員長、ひとつ求めておいてください。

○南委員長　今の土地計画の議論につきましては、今回はっきりしたのは、今回の残額については、旧町内を中心に事業計画を県と協議の上、進めていくということで理解をしてよろしいですか、今後。

○藤吉副市長　そのように理解していただいて結構でございます。

○南委員長　はい、わかりました。

そういったことですので、これからも県と協議する上においても、マスタープランなり、そういった見直しも必ず図ってくると思いますので、より透明性の高い形のもとで県の協議のほうも委員会のほうへ流していただきたいなということを強く要望をしておきたいと思います。

○濱中委員　概念の話になると、もう一つ、私、わからんようになってしまったのが、さっき副市長が説明した中に道路とか、そこに固定されるものだけではなく、いろんな、斎場であるとか、ごみ焼却場であるとか、いわゆるインフラ整備ということになりますよね。そうすると、そうなんですよ。まち全体の市民全体の利益に寄与するものに対してというような、道路もどこの人が使うかわからんわけですから、市内のというか旧町内の道路なんかと言われたら、へ理屈になるかもわからんのですけれども、そこら辺が都市計画税を徴収する、そののまず基準が、この尾鷲旧町内と輪内センター管内という線の引き方からして考え直さならんことが始まってくるなって、今聞きながら思っておったんです。そこまでの話に、私、ちょっとさかのぼってしまったので、そういったあたりもちょっと整理してほしいな。

これから都市計画審議会の中で話し合う中ででも、尾鷲市ってほかの地区と違うところは、旧町内というものと、その周辺にある衛星的なまちがすごく分離した考え方をどの議論においてもされてしまうことが、今まですごくもやもやしているところやったんですよ。なので、税金であるとか、そういうインフラの利用とかいうことに関しまして、そういう線引きをこれからもばしっと線を引いてやっていくのか、もう旧町内とか、その周辺部というくくりじゃなくて、全体の市民である人が全員が受益者やという考え方でしていくのかというあたりも、加藤市長のもとにもう一度整理されてはいかかなと思うんです。

(発言する者あり)

○加藤市長　さっき濱中委員がおっしゃっていましたが、私も非常によくわか

るのね。受益者負担イコール、要するに都市計画事業なのかということなんです。さっきも建設課長とあれしたんですけれども、都市計画事業を行うときに都市計画税を支払った方にイコールとは限らないと。そこなんですな。

そうすると、喫緊な例を挙げますと、これが旧尾鷲町内の事業であるけれども、一方で、多少なりとも九鬼・早田・輪内地区、須賀利の部分についても、要するに恩恵をこうむっていると。そうなった場合に受益者がイコール都市計画事業税を払っているんだから、イコール都市計画はその範囲内で尾鷲町内だけの都市計画事業でなきゃならないという、こういうことになってしまいますと、ちょっとやっぱり、その辺のところをさっき村田委員がおっしゃっていますように、都市計画審議会でもう一度その辺のところを整理しながらやっぱりやっぺいかなきゃならないということ。

(発言する者あり)

○南委員長 議論を戻すのは嫌なんですけれども、やはり都市計画税法に基づいた事業をしておりますので、当然都市計画税を徴収しておるところを中心に事業をやるのが、市長のちょっと誤解があったら困りますもんで。だから、副市長が言ったように、今回の残金については、もう一度言いますけれども、旧町内を中心に事業計画を進めていくということで理解をしております、現実にはね。

多分そういうことでしょうか。はっきりもう、おかしなっていくで、議論は今度は。

○加藤市長 旧町内を中心に都市計画事業を進めていきたい。

○南委員長 そうです。

○加藤市長 この考え方は変わりがございません、中心にです。

○南委員長 それでいいんですわ、中心で。

(「違う、違っておる」と呼ぶ者あり)

○南委員長 何が違うの。

○濱中委員 都市計画区域の中でということでしょうか。言うたら、何が中心ではなくて、線が引かれておるところでしょうか。場所の概念はそうですよ。場所の概念はその線の中でしょうか。それよりはみ出ることは都市計画変更をせんなんわけでしょう。場所の概念と徴収する受益者の概念は別物やということですよ。そのあたりがきちんと整理してくださいねという話ですよ。

○南委員長 そこら辺もはっきりと。

○藤吉副市長 現在の余剰金の使途につきましては、現在の都市計画に基づいて都市計画として位置づけられているものについて、今事業認可を受けられるような

協議をさせていただきますので、まさしく、今、旧町内という形になってまいりますということです。

○南委員長 そのとおりです。

○三鬼（和）委員 副市長、関連してちょっとお伺いするんですけど、先ほどし尿であるとか、そういったもろもろの都市施設、それが出てきましたので、基本的には、うちの場合は都市マスタープランという表現かな。都市マスを書きかえるということですね。一旦それを書きかえて、それを審議会に提案しなくちゃならないと流れ的になるけど、行政側のほうにおいて、そういったこともきょうの議論も含めて都市マスを書きかえて提案するという理解をしたらいいんですか。

○藤吉副市長 先ほど私がお答えしました、例えば下水道であるとかごみ焼却場というのは、現在も都市計画として位置づけられております。ただ、本会議で市長が御答弁させていただいたように、県のほうが上位であるマスタープランを変更しますし、あと、市のほうも火力発電所の問題もあって、非常に情勢変化が激しいものですから、県のマスタープランの改定に合わせて市としてもマスタープランの改定を考えていくという、そんな方向でございます。

○野田委員 基金の状況ということで、全体的に13億7,800万というのは変わらないんですけども、財政調整基金が2億9,742万1,000円ということになります。その中で、この財政調整基金が補正等、今年度ゼロになる可能性も十分あるかもわからんと。そういう見通しという分は、今、答えられるのであれば、財政健全化委員会ですか、そういうのもあると思いますけれども、見通しを教えてくださいたいと思います。

○宇利財政課長 今までの予算の執行、過去の予算の執行の流れからいくと、今年度のゼロというのはいないんじゃないかなというふうには考えております。

○野田委員 補正の大きなのというのはいないと思いますけど、あった場合のことをちょっと感じましたものですから質問させていただいているんですけど、財政上の赤字ということはある得んということではよろしいですか、今年度に関していうと。

○宇利財政課長 現状においては、本当に不測の事態というのは想定しておりませんが、現状例年どおりの流れ的にいくと、今年度のゼロ、マイナスとかというのはいないというふうに想定しております。

○奥田委員 今の関連で、基金が13億ということで、基金といたら、わかりやすく言うたら預貯金ですよ。そのうちの財政調整基金というのが2億9,700万、基金というのはひもつきであるのがあるもので、財政調整基金というのは本

当に純粋な、簡単に言うと純粋な預貯金だと思うんですけど、これが2億9,700万って、僕、2億台って初めて。この補正を考えた上での後、2億9,700万になってしまうという。2億台の財政調整基金というのは、僕、初めて見るんですけど、これ、ちょっと市長に聞きたいんですけど、市長はお金の問題じゃないんだとか、お金がなくても俺はリニアックをやるんだとか、力強く言われていましたよね。僕は何かいろんな裏わぎがあるのかなと思っていたんですけども、どうなんですか、市長、率直に。2億台の財調、どう思われますか。

○加藤市長　おっしゃるように、この2億9,700万という、こういうところに財調がこれだけしかないということは、本当にまれに見るような状況でございまして、以前にも平成16年、18年といった2億台というのはあるんですけども、それに匹敵するような財政危機状態にあるということはありません。ですから、その辺のところも含めて、今、財政再建委員会でどういうふうな具体的な手法を講じながら、何を早急にやっていかなきゃならないのかということをお煮詰めておりますので。

ですから、2億9,700万というこの数字は非常に驚くべき数字で、本当にこれをどうやって後をつなげていくのか。さっき財政課長が申しあげましたように、よっぽどのことがなければ、本年度中はマイナスにはならないんじゃないかという見通しの中で進めておりますけれども、今後の話につきましては、非常に重要な話でありますので、これもやっぱり収益の上がる方法も考えていかなきゃならないし、それよりもやっぱり歳出のほうのこれを徹底的に今見直しているというのが現状でございまして。

○奥田委員　市長の認識がちょっと遅いのかなという気がするんですけど、この財政が厳しいということはもう前々からわかっていたことで、財政危機宣言が平成14年ですか、13年だったかな、言っていますよね。もう十数年前から財政が厳しいというのはわかっているんですよ。僕は執行部へ入ったときも、財調って三億数千万しかなかったんですよ。それで、僕は1回、悩む予算とって78億6,000万の予算を組んだんですけど、その組んだ後、財調だけは七億数千万に上げましたけどね。ふやしましたよ。ふやしましたけど、財政が厳しいというのは、財政再建をせなあかんというのはもう前々からわかっていることなんですよ。今になって委員会を立ち上げましたって。

それは聞こえはいいですよ、聞こえは。委員会を立ち上げました。今からやるんですって。だから、財政計画をまずつくってくださいよ、課長。さっきの野田委員

の質問でも、多分マイナスにならないと思いますとか、多分じゃなくて、きちっとした財政計画をつくりましょうよ、ここの。

岩田市政になってからつくっていないんですよ。加藤市政もこれをどうするのかなんて思っていましたけど、まず、財政計画をつくってくださいよ。委員会がどうのこうのじゃなくて。財政計画をつくりましょうよ、まず、数年間にわたって。どうですか、市長。

○加藤市長　　財政計画というのは、今後の例えば3年なら3年、5年なら5年の財政の見通しがまずどうなるかということについて、今検証しているというのは事実でございますので。まずそこを、まず我々としては、財政計画をつくる前に財政の見通しというのがどうなのかということは今委員会でやっているという状況でございます。

○奥田委員　　いつまでかかるんですか、そんな。市長が就任して1年ですよ、もう。財政が厳しいというのはわかっていたでしょう。でも、市長はお金の問題じゃないんだ、俺はお金がなくてもやると言い切ったわけですよ。どうやってやるのかなと思っていたけど、リニアックもやるんだ、俺はやる。結局予算に上げてやらなかったわけですけど。

1回、ちょっともう一遍目を覚まして、早急にやるべきです、早急に、これは。遅いですよ、遅い。今から見通しを考えるんですなんて。遅過ぎませんか、何か。見通しが無いんですか、もう今。

○加藤市長　　早急に財政の見通しについてはお示ししたいと思います。これは当然の話です。今後の5年なら5年、これがどういうふうな見通しになるのかという。それでもって、並行しながら今の歳入歳出の話についても徹底的に洗い出しながら、洗い直すべきところは徹底的に洗い直すと。それがそれぞれの経費の削減ということで、大きなことになろうかと思えます。

○楠委員　　ちょっと言葉は厳しいんですけど、先ほどからいろいろ各委員さんの意見もあって、作業しています、検討していますと言っているんですけど、申しわけないんですけど、いつまでに出すという明言してもらわないと、全ての仕事がいっつどこで誰が何をやっているのか、全然わからない。それはちょっと避けてほしいんですよ。そうしないと、一生懸命やっていますって、12月になったらまだ一生懸命やっていますじゃ困るので、正直言って、もう9月議会の前ぐらいには出るんじゃないかと思うし、また、県との調整も、それこそ毎日行ってイエスかノーかはっきり聞いてくればいだけの話なので、だらだらやる必要はないし、どこかの

コマーシャルじゃないけど、ほぼ毎日じゃないですけどね。その辺をしっかりと行政マンとして、もう少ししっかりやってもらわないと時間の無駄遣いにならないようにしてもらいたいなというふうに思っています。

以上です。

○加藤市長 楠委員のおっしゃるように、もう時間軸を決めなきゃならないと思います、私も。それについては、この財政の見通しですので、見通しにつきましては、計画じゃなくて財政の見通しにつきましては、9月末までにはお示ししたいと思っております。

○南委員長 他に財政課に関する付託議案の質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、これで市長と副市長は、一応退席をしていただきます。

ただ、先ほどのあれ、都市計画の基金の設定のあり方については、もっと中で議論を深めていただいてから委員会のほうへ臨んでいかないことには、ちょっと何か議論がかみ合わないことが大変感じましたので、もっと想定して委員会の席へ臨んでいただくことを強く要望いたしたいと思います。

(発言する者あり)

○野田委員 確認ですけれども、農林のほうのプロジェクトも入っていましたけど、そのときは市長と副市長はもう、それをちょっと確認したかった。

○南委員長 市政推進プロジェクトについては、7項目を挙げて、もしその委員会の中で特に市長に出席をいただきたいという要請がありましたら、皆様の意見を聞いて、上で議長に要請したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃ、ありがとうございました。

10分間休憩します。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時18分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、税務課から議案35号と36号の説明を求めます。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしく願いします。

それでは、議案の説明をいたします。

税務課に係る議案は、二つの条例改正案であります。

議案書 3 ページをごらんください。

まず、一つ目の議案は、議案第 35 号、尾鷲市市税条例等の一部改正であります。

次に、議案書 16 ページをごらんください。

二つ目の議案は、議案第 36 号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正であります。

概要につきましては、委員会資料のほうで説明をさせていただきます。委員会資料 1 ページをごらんください。

1、議案番号、2の題名につきましては記載のとおりであります。3、目的、理由につきましては、二つの条例改正案ともに平成30年度の税制改正、地方税法等の改正等に伴う所要の改正であります。

次に、主な改正点の概要をごらんください。

この表は、主な改正点をまとめた表であります。左から整理番号、主な改正項目、改正理由、内容、関係する税目を整理して記載しております。

整理番号の1番から5番までの改正につきましては、給与所得控除や公的年金控除の金額が見直されたことなど、上位法令の改正に伴い市税の非課税所得要件や各種の限度額を従前からの内容と整合させるために改めるもので、この改正につきましては、税収等にはほぼ影響が見込まれておりません。

次の整理番号6の改正につきましては、加熱式たばこの課税強化を行う改正であります。これは、現在、アイコス、プルームなど、加熱式たばこのたばこ税の課税につきましては、その重量を紙巻きたばこの本数に換算する方式で課税する規定であります。その結果、通常紙巻きたばこと比較して、比較的低い割合の課税額となっていたものを重量と価格に応じて換算する方式に5年間かけ段階的に移行する改正であります。

ちなみに、現在、代表的な紙巻きたばこ1パッケージ440円のうち、国と地方のたばこ税を合わせて277.47円、63.1%がたばこ税であります。加熱式たばこについては、製品によりばらつきがありますが、例えばJTのプルーム・テックでは、460円のうちたばこ税が68.35、約14.9%と、紙巻きたばこと比較して低い割合となっております。

これら改正の税収等の影響につきましては、市たばこ税の増収の大きな要素であります。具体的な金額等につきましては、複雑な段階を持った計算方式が段階的に移行することやまだまだ加熱式たばこへの移行数が増加傾向であるところなどから、今のところ判然といたしませんので、御理解をください。

次の2ページをごらんください。

整理番号7番、市たばこ税の税率改正であります。これは、市たばこ税の税率を3段階で引き上げる改正であります。ごらんのとおり1,000本当たりの金額、税率を段階的に引き上げ、最終的には、年号は変わりますが、平成33年10月1日には1,000本当たり6,552円まで税率が上がるものであります。

こちらの改正による税収等への影響についてであります。先ほどの加熱式たばこの換算方法の見直しと同じく、大幅に税収が増額する要素でございますが、本市における具体的な影響額につきましては、全体的なたばこの売上本数の減少傾向、加熱式たばこへの換算方式の変更による影響、その他地域的な要因など、複雑な要因があるところから、現時点では判然といたしません。

ただ、平成29年度の売上本数をもとに置きかえ試算いたしますと、最終的な税率6,552円に置きかえた場合、年度ベースで現在よりも約4,000万円増収する計算になります。ただ、この金額につきましては、繰り返しになりますが、加熱式たばこの換算方法の変更や31年10月予定の消費税増税などによるたばこの売上本数の減少見込みなど、判然としない要素もありますので、あくまでも単純な試算結果であります。

次の整理番号8番、固定資産税の特例措置につきましては、生産性革命・集中期間における臨時の措置で、地方の中小企業の設備投資の促進を図るための特例措置であります。具体的には、生産性向上特別措置法に基づく中小企業の一定の償却資産について3年間課税標準をゼロにする特例措置であります。実際にこの特例の対象となるためには、計画申請や認定等、一定の事務手続が必要であります。こちらの関係の申請の受け付けを行う所管課の商工観光課に確認をしたところ、現時点では、市内では申請する動きは今のところ具体的でないとのことであります。

以上、1から8番以外の改正点は、次の②上位法令の改正等の事由による語句の修正、条文の整理等であります。これによる税収等への影響は見込まれておりません。

以上が議案の説明であります。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言を願います。よろしいですか。

○村田委員 ごめん。申しわけないです。このたばこ税、平成33年、最終的には何%になるの。

○吉沢税務課長 1,000本当たりで市たばこ税が……。

○南委員長 税務課長、挙手をして発言を。

○吉沢税務課長 たばこ税、国と県税と全部合わせて、この金額は市たばこ税だけの分であります。それで、国と地方の割合が1対1、それで、6,552円とそれから県税がありますもんで、そのまた2倍が1,000本当たりのたばこ税ということになります。

○南委員長 何%になるの。

○吉沢税務課長 パーセンテージですか。今現在、普通の紙巻きたばこで65%程度やったのがまた上がるということで、ちょっと何%というのは、今手元に資料がございませんもんで御容赦ください。それで、また加熱式たばこについては、また段階がちょっと違いますので、一般的な通常たばこで今6割強が国と県の市町のたばこ税でありますので、それがかなりふえると。結局3円、3年間かけて1,000本当たり上げるということになりますもんで、割合は今計算できません。申しわけないです。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので。都市計画のほうについてもないですか、改正。ありませんね。

それじゃ、税務の審査を終わります。

続いて建設課を行います。御苦労さん。

(休憩 午前11時27分)

(再開 午前11時28分)

○南委員長 それでは、建設課の付託されております議案39号と40号、いずれも尾鷲市の市道路線の認定と廃止でございますので、説明のほうよろしくお願ひします。

○高柳建設課長 それでは、建設課でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第39号、尾鷲市道路線の認定について及び議案40号、尾鷲市道路線の廃止についてを説明いたします。

議案のページを通知いたします。

まず、議案第39号は、新設された道路を市道認定するために道路法第8条第2項の規定に路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないとありますことから、今定例会に議案として提出する

ものでございます。

それでは、まず、新規路線の2路線について説明いたします。まず、日尻野42号線でございます。

通知いたします。委員会資料1ページをごらんください。

本新規路線の2路線につきましては、宅地開発に伴い設置された道路で、1,000平米以上の宅地開発を行う場合、本市と公共施設等の帰属及び管理等に関する協定書というものを取り交わすこととなっております。その協定書において、開発後3年経過かつ宅地の入居率が80%以上ということになった場合、道路管理が本市へ移管されるということとしておりますので、今回市道として認定を行うものでございます。

場所といたしましては、左側の地図に示します赤い丸で囲った部分で、光ヶ丘の尾鷲自動車学校の東側の隣地でございます。開発された宅地は、中央にお示ししております航空写真のような配置となっております。日尻野42号線は、その外周を回る形で設置された道路となります。本路線の起終点、起点、終点は、ともに光ヶ丘1499番8地先で、延長は300メートル、最大幅員、最小幅員、ともに6メートルでございます。

次に、日尻野43号線の説明をいたします。

本路線も同じ宅地開発により設置された道路で、先ほどの日尻野42号線を結ぶ縦のラインになります。起点は光ヶ丘1499番15地先、終点は1499番12地先で、延長は75メートル、最大幅員、最小幅員、ともに6メートルとなっております。右の写真は、日尻野43号線を北側の起点側から終点側を望んで撮影をしたものでございます。

次に、議案第40号、尾鷲市道路線の廃止についてを説明させていただきます。

議案のページを通知いたします。本議案は、道路法第10条第1項の規定により市道路線を廃止するため、同条第3項の規定に基づき同様にあらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないとありますので、本議会に議案として提出をさせていただきます。

まず、倉ノ谷池ノ端線でございます。

通知いたします。委員会資料の2ページをごらんください。

場所といたしましては、左側の地図の赤い丸の部分にございます倉ノ谷町のダイソーと旧県職員倉ノ谷住宅との間に位置する道路でございます。

本路線につきましては、県職員住宅へのアクセスとその先に以前は職業安定所や

警察の官舎があったことから、公共施設への通路などとして市道認定しておりましたが、職業安定所はハローワークとして他地区に移転しており、また、警察官舎も既に取り壊され、県職員住宅も現在は使用されておられません。また、道路形状が袋小路となっており、不特定多数が利用するいわゆる公益に資する道路ではないことから、今回市道を廃止しようとするものでございます。

本路線の起点は、倉ノ谷 1 0 5 7 番 3 地先、終点は倉ノ谷 1 0 5 5 番 2 地先で、延長は 6 2 メートル、最小幅員 2 . 6 5 メートル、最大幅員 3 . 2 5 メートルでございます。

一番右の写真は、入り口の起点側から終点側を望んで撮影したものでございます。続きまして、次のページをごらんください。

谷地 1 号線の説明でございます。

場所といたしましては、左側の地図の赤い丸の部分でございます曾根町地内で旧コミュニティーセンターから城山公園へ向かう途中にある道路でございます。本路線につきましては、前面にある市道から 9 . 1 メートル先に延びる道でございますが、現状といたしましては、道路の形状がなく、仮に道であったとしても袋小路であることや公共施設なども存在せず、隣接する民家へは他の市道からアクセスでき、本路線が今後も市道として活用される見込みがないことから、今回廃止させていただくものでございます。

本路線の起点、終点ともに曾根町 4 6 4 番地先で、延長は 9 . 1 メートル、最小幅員 1 . 5 メートル、最大幅員 1 . 5 メートルでございます。

なお、本路線の認定に係る経緯は、明確な記録としては残ってございませんが、本路線の状況については、平成 2 6 年度より本地区で実施をしております地籍調査の中で確認されたもので、地元の方に聞き取りを行いましても、昭和 3 0 年より以前にもこの場所に道は存在していないということで、いずれにしましても現状としての道の形状はなく、市道として一般交通に供されている状況ではございませんので、今回廃止を行いたいと考えております。

以上、新規路線 2 路線及び廃止路線 2 路線の説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○南委員長 市道路線の認定と廃止の説明を受けました。

これに御質疑ある方。

○高村委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、倉ノ谷のこの道路、市道に登記されているのか、されていないか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

- 高柳建設課長　市道としては認定はされておるんですけども、その底地については、おおむね県有地でございます、一部市の管理する赤道なり遺構敷、水路敷が一部かかっておろうかと考えております。
- 高村委員　市内でもたくさんあるんです、登記していないところがね。そういう場合で、もし近くの人なり前の所有者が返してくれと頼んだら、全部そのようにするんですかという。やっぱり線引きしておかなあかんと思うんやけど、考えはどうですか。
- 高柳建設課長　底地と道路の関係といいますのは、やはり道路によってもいろいろ考え方はあろうかと思えますけれども、それが市道として役割を担っているケースとか、既に道路として機能していないケースとか、さまざまでございますけれども、底地については、個別で整理していく必要があるかなとは考えております。
- 高村委員　やはりそういう線引きというかな、こういう場合にはこうですというのを文章で書いておかな、やっぱりおかしな人物もいますから、言うてくるね。これはこう決まっていますというのを文章ぐらいにしておかな、困ったときが出るんじゃないかと思うんやけどね。登記したら別ですよ。登記していないとき、そういう問題が起きた場合に何が起こるかわからないという感じで、そう思いますけど、どうですか。
- 高柳建設課長　委員から御提案がありましたこと、我々も十分理解できますので、そのあたり、どのような形で文書として残すか、ちょっとまた検討してまいりたいと考えております。
- 村田委員　今の高村委員の話じゃないんですけども、例えば市道路線認定をして、当然造成地なんかで認定をされる場合は、これ、寄附採納ですよ、底地がね。そういった場合で、例えば廃線になる場合、尾鷲市としては、その後の扱いはどうするのかということをおちょっと教えてください。
- 高柳建設課長　開発されたところに設置された道路がそれが廃止になった場合ということかと理解しましたけれども、そこがその後、どのような活用をされるかということも当然関係してくるかと思えますし、その後、引き続き市道として役割を担っていくのであれば、市道として残すことも十分あり得るかなと考えます。
- 村田委員　じゃ、もう一点。
例えば、倉ノ谷じゃなくて曾根ですね。これ、もともと市道路線として認定されておって、底地は市のものなんですか。
- 高柳建設課長　この曾根の道路につきましては、これ、もともとは赤道でござ

います。

○村田委員 国のものですね。国のものですから、その今後の扱いはどうするんですか。

○高柳建設課長 先ほどもちょっと説明をさせていただいたとおり、地籍調査の中でここに赤道が存在し、かつ道路認定されているというようなことが今回判明してまいりました。今回ここが市道として公共の益に資していないということで、認定を一旦外させていただいて、この赤道の扱いについては、地籍調査の中で公図等の整理をやっていきたいと考えております。

○三鬼（和）委員 倉ノ谷池ノ端線なんですけど、今の高村委員への説明の中では、所有者が県だったということがある。私、ちょっと心配するのは、たまたま名義変更、市のものにされていなかったということなんですけど、ほとんど固定資産税は払わずに何十年と来たわけじゃないですかね。こういう例をつくってしまうと、またほかのところで、こういった袋小路のところがありまして、これが民間人だったら、これも無償で渡すんですか。これ、幾ら、県であっても税金次第で、民事的なことを言われると弱いのかなと思いますけど、もう何年って税金を払わずに来たわけじゃないですか。それを廃止してそのまま無償でもとへ済ますという形になるかと思うんですけど、ほかの民間であっても一緒のような措置されるんですか、これ。

○高柳建設課長 本来であれば、道路の認定とその底地、権原というのは、当然同一であるべきかと考えています。今回、もともと職員住宅なり警察官舎、ハローワーク、こういう公共施設があって、そのときに既にこの通路として活用されておったものが、これは市道として公共の用に資するものであるとその当時判断して、市道としてまいったわけなんですけれども、それを外したときに、ここがもともと県有地ということでございますので、それについては、県のほうで活用をされておるという中で、今後協議は必要かなと思っていますけれども。

○三鬼（和）委員 ハローワークなんかもあって、市民の方も行かれるということで、そういった理由だけで多分やったので、あとほかは警察住宅であるとか県の職員住宅であれば、ここ、市道にする必要なんかは全然ないんですね、身内が通るだけの道路であって、それを税金免除してきたということで。

例えば、この全体を県がまた民間に売ったとしたら、これ、そのまま使ってきたときは税金も払わずに使ってきて、それを今度は売ったとなったら利益が生じたとなるわけじゃないですか、これをもし処分するとしたらですよ。そういった矛盾も

ありますので、もっと議運のときにもほかにも、市の土地になっていないのもかなりあるということを言っていましたので、難しいけど、反面、民間からそうやってきたときに、じゃ、そのまま税金は払っていなかったけど、土地が個人のやつだから、そのまま済ませますよということを全部するのか。

あと、市になっておったやつは買ってもらうのかということがありますので、この辺がちょっと矛盾。路線の廃止って初めてみたいだし、ちょっと矛盾するなと思って。もともとから言えば、県の土地のままでよかったけど、その土地を有用して市道にしたんでしょうけど、何か初めての事案でありながらちょっと矛盾するなと思いますけど、その辺はどうなんですか、県等の考えを含めて。

○高柳建設課長　そのあたり、委員の御指摘、その関係についてはまた今後検討して整理していきたいと考えております。

○小川委員　市道に認定する基準というのがあると思うんですけど、幅はどれだけとか、これを見ますと狭いところもあるし、狭い道もありますよね、市道で。寄附したいという人が寄附を申し込んでも、みんなが使っているところなんで、寄附したいといっても受け付けてもらえないというあれもあるんですけど、その明確な基準というのは、どこに。要綱とかあって、どこに載っているんですか。

○高柳建設課長　まず、尾鷲市道路認定基準というのがございまして、その中で幅員ですとか、あと、それがどのような役割をしているか、公共施設に接続しているとか、そういうような規定がございまして、基本的にはそれを準じて判断していくことになろうかと思えます。

ただ、こちらにあるように倉ノ谷の関係、幅員としては、ここで規定によれば4メートルには満たないんですけども、そのあたりは公益性とか、そういうもので判断されたのかなというふうに理解してございます。

○小川委員　市内の中には、みんなが使っている道路みたいな、普通の公共の道路みたいなところでも、ちょっと先の道幅じゃないですけど、4メートルに満たないということで、寄附したいけれども認定されないというのがあるんですけど、そういうのは、やっぱりきっちり4メートルに満たないと寄附してもらえないというのは、市道にはならないんですか。

○高柳建設課長　場合場合によって、ちょっといろいろその状況はあろうかと思えますけれども、あくまでも道路認定基準にまずは照らして、個別に事情とかを判断していくことになろうかと思えます。

○楠委員　小川委員の質問の追加で、4メートル未満でも建築はできるんですよ

ね、建築基準法上ね。そうすると、県の確認申請で、中心から2メートルとか、下がりがなさいよといったときに、その下がった分を自分で擁壁をつくって舗装までして、市に申し込んだら引き取ってくれないというところが結構あるんですよ、相談が。4メートルなきゃいけないんだったら、市が本格的に4メートルの道路を先につくるべきなんですね。

だから、その基準は、基本的には全部見直しですよ。だから、これから今基準があるからという理由にはならない。だって、基準法で建てていいといっている場所に下がって整備までしているのに、引き取りませんと。何件も相談が来ているんですよ。見に行くと、きれいに舗装して自分で金を出して舗装もしているのに、引き取ってくれないので、どうしようかな、杭でも打ちちゃおうかなと。そういう話になってくるから、だから、セットバックしてくれているんだったら、引き取る。そういうことをやっぱり前向きにやっついていかないと、住民誰も参加してくれない、協力してくれないですよ。そういう場所に限って、元公務員とか、そういう関係の人が多いいんだけど。ただ、そこはちょっと基準の見直しをしてほしいのがあります。

もう一点、それはもう答えなくていいですから、これから考えてください。

次に、議案の39号の最大幅員が6メートル、認定幅がね。実際に、財産幅ってあると思うんですよ。どのぐらいの誤差があります。申しわけないんだけど、6メートルぴったりようかんを切ったみたいにやって道路はつくれないですから。認定幅と財産幅、当然出てくると思うので、どうなんでしょう。

○柳田建設課係長 委員御指摘の財産幅のほうなんですけれども、一応開発道路に係る土地、道路の敷地に関しましては、登記に係る地籍調査等も行っていて、きっちりしたくいも打った上で幅のほうを決定しておりますので、その幅がいわゆる財産幅、いわゆる道路と民地との境ということで考えております。

○楠委員 基本的に施工するときには排水施設なんか、側溝をつくったときに民地側にはみ出したりとか足りなかったりするときに、当然くい、境界ぐいを打たなきゃいけないと。そうすると、財産幅って多少誤差があるので、その辺はちょっと明確にしておかないと、最後回収するときにあれという話になるので、その辺はもう少し検討課題になるんじゃないかなと思います。

次に、もう一点が、これ、事務的な話なんだけど、議案40号、廃止路線が二つありますよね。これ、地番が違くと議案41号になるんじゃないかと思うんですけど、これも事務的な話なんで、一般的にどうなんだろうなと思ったんですけど。同じ場所の議案だと、地番が違うのに同じ議案ということはないよね。廃止というタ

イトルはわかりますけど、場所が違くと議案は次が振られますよね。それは事務的にちょっと話があるので、ちょっと気になったところですね。

いずれにしても、開発による道路なんかだと、あと道路の中に電柱が入ることが今、基準があるということなんで、通常、今、電柱って蓄えるほう、いわゆる有効幅をとる、明確な幅をとるためにそういう工作物、事業者の施設はいわゆる宅地内のほうに入るとというのが一般的じゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょか。

○高柳建設課長　有効幅員的な考え方でいきますと、一定の幅員をとるのが望ましいかなと思いますけれども、こちら、写真にもございますように、ここは民地と道路との関係性の中で道路のほうに事業者のほうは設置されてございます。こちらは占用手続というような形で占用を今後される形になろうかなと思います。

○楠委員　基準があるから、これからいろいろ検討されるべきなんですけど、何で私がこれを言いたいかというと、安全確保、視距の確保のために隅切りがあるところに支線が入ってきていますよね。こういうところは、電柱の場所だとかというのはやっぱり考えておかないと、せっかくなつくった道路が安全的にどうなんだろうと。ここに隠れることもできるんですけど、そういうところを含めて、総合的に判断する必要があるんじゃないかなと思いますけど。

○村田委員　さっき、一番最初に楠委員が言われたことなんですけれども、セットバックして、それがなかなか認められないという声があるということなんですけど、そのところで回答を求めなかったからいいんですけれども、やっぱり当局としてきちっとしておいていただきたいという思いがあるんですね。

というのは、例えば3メートルのものを1メートルセットバックして4メートルにしても、それに対するいわゆる雨水の排水の計算方法というのはあるんですね。だから、道幅を広げて舗装したから、それでもらってくれないというだけではだめだと思うんですね。市には市の基準があって、県には県の基準があるんですね。いわゆる雨水、雨水対策の側溝の大きさとか排水の容量とかいうことがあるものですから、そういったことをきちっと検討して、もらえるものであればもらえばいいけれども、それから、排水の形態ということもありますから、回答がなかったからいいんですけれども、その辺のところは幾ら議会で言われても、きちっと示すところは当局から示してもらわないと、市民に誤解を与えることになりますから、1メートル広げたからもらってくれないと。そうじゃなくて、当然当初市道として認定をしたところでは、それなりの基準で、排水対策、側溝、いろんなものがあるんです

ね。その基準を満たしたから、これ、寄附採納として受けるわけなんです。その後は、市が全部管理するわけですから、安全面も含めてね。

ですから、それを1メートルセットバックして広くなったからもらってこないという単純な問題じゃないんですよ。4メートルのものは5メートルになったら路面の排水はどうなのかというようなことも、やっぱり当局としては検討しなくては行けないでしょう。そういったところをきちっと明確にしておかないと、ただ検討しますだけでは、これは市民の人に誤解を招きますから、その辺はきちっと上げてくださいね。じゃないと、誤解を招きますよ。

何でもかんでも広げたらもらってもらえるんじゃない。そのための基準というのはあるんですから、そこら辺の線引きというのはきちっとしてもらいたいということをあえて申し上げたいと思います。

○楠委員　村田委員の最初のほうはちょっと気になったんですが、後のほうは、私は基本的には基準をつくれれば大丈夫だと思うんですけど、やはり基準法上の建築していい道路と認めている以上は、セットバックは受け取るべきだと。

先ほど排水量の計算だとか雨水処理、いろいろあるんですけど、流量計算して、足りなければ本来はそこは建築できる敷地じゃないんですよ。そういうところもトータルで踏まえて、いわゆる流量計算できたら、本通りまで来ると流量が多いので、これ以上もう建築は不可だと。自然浸透できるように山で残してくれというようなこともあるわけですね。それをちゃんと計算した上でやっておかないと、そうでなければ、両サイドに排水は要らなくて、真ん中でもいいわけですよ。集中的に真ん中に集める方法も、今そういう施設もたくさんありますから、そういうところも加味して、さらに深度化して議論して、いわゆる住民の負担が軽減されるような住民サービスをしていかないとまずいだろうというふうに思います。

以上です。

○村田委員　これはまさに楠さんの言う討議なんだろうけど。私はそうは思わないんですよ。やっぱり行政には行政の規約というものがあるんですから、それはへ理屈だと私は思いますよ。流水計算がしていないなら、受け取る必要はない、建築できないんだからというような、それはへ理屈だ。後でつけた理由だと思います。もともとその建築ができるから造成をされて認めておるわけですから、それに対して、1メートル幅を広げたから、それはもらうべきだという単純な判断は、私はよくないと思う。

やっぱり1メートル広げたことによって、路面の排水というのはありますから、

路面の排水はどうかのというようなことも、安全上はどうかのということも十分議論して、そして、吟味して受け取るべきだと思いますから、単純に広げたから、それは今の楠さんの言うのは、私は違うと思いますよ。

ですから、その辺のところは行政として当局としてきちっと基準を設けて、その際には審議をして、当然、これはもらっても大丈夫だと思ったところはもらえばいいし、これはちょっと無理があるなということであれば、これはセットバックしたから排水をもう少し何とかしなきゃ、改良しなければいけませんね。それはもうもらった以上は市がやらなくてはなりませんから、市がやるというわけには参りませんから、まずそこら辺のところを改良してから、私ども、いただきますよということになるんでしょう。

そういったことをきちっと決めておいていただきたいということで、それから、道路の排水の真ん中にあるということは、これも10年、十数年前からやられておることで、それがあろうがなかろうが、路面の排水の量はどうかの、雨水量はどうかのというようなことも、やっぱり支線のことも含めて検討してきちっとやっていたかかないと、一概にセットバックしたからすぐに判断ということは、これはよろしくないんじゃないかということも申し上げたいと思います。

○南委員長 民間が開発された道路を市道として認定する条件というのがあると思うんですね。また後でこのタブレットのほうでももらい受ける条件、例えば幅員何メートル、できたら入れていただいたらと思うんですけれども。市として認定できる道路の条件。それもお願いします、参考までに。

それと、あれですが、今の議案を分けたほうがいいんじゃないかという話があったんですが、従来の形としたら、過去にはどういった議案の上げ方をしています、これ。

○高柳建設課長 道路の認定のほうも同じような形でさせていただいたんですけれども、議案としては、認定としての1議案、廃止としての1議案ということで、今回させていただきました。もし分けたほうがよければという議論があればあれですけど、我々の考えとしては認定と廃止と、それぞれ1議案とさせていただいたところです。

○南委員長 できたら分けたほうがいいのかなというの、僕、感じがしたんですけど、またこれは議会運営委員会の問題ですので、今回はこれで議案として成立しておりますので、ここで議論する場じゃないと思いますので、また次回の議会運営委員会のほうで持ち帰っていただきたいと思います。

まだありますか。特にその他のほう。

○奥田委員　　その他というか、ちょっと建設課にお聞きしたいんですけども、都市計画税が余剰で取っていたというのが問題になっているわけですし、それで、都市計画税というのは、道路とか公園とか公共施設の整備とか、そういう都市計画に基づいてやるという。そういうことを考えると、建設が一番大きく絡んできますよね。じゃないですか、だけじゃないと思いますけど。その辺の過去の都市計画というのは本当に計画どおりだったのか、今後、今回余剰の分を基金に上げるというんですけど、その辺のところの建設課として都市計画事業とか、どのように考えているのか、ちょっとその辺、課長、来たばかりで申しわけなんですけど、どのように考えていますか。

○高柳建設課長　　我々、建設課といたしましては、都市計画を所管する課として、その都市計画の決定ですとか、そういうものは必要に応じてさせていただいてきたところかと思えます。その都市計画税ということで、それを都市計画事業に充当するかどうかというのは、その庁内でいろいろとその担当部署、担当部署でそれぞれやってきたことかなとは思いますが、今後も都市計画施設が都市計画に必要なかどうか、妥当かどうかというのは、また適切にやっていきたいなと思っております。

○奥田委員　　その辺、課長、来たばかりですけど、しっかりチェックしてやってほしいんですよ。これまでの都市計画があってもやらなかったということが結構あるし、そういう意味で、何でこれが余ってくるのかなという、ちょっと不思議なところがあるんですけど、その辺しっかり検証してやってほしいんですよ。お願いしますわ。

(発言する者あり)

○南委員長　　簡潔にお願いします。

正午のため休憩いたします。

再開いたします。

○奥田委員　　今回、市道の認定、それから、廃止という話があったけど、ちょっと関連で聞きたいんですけども、例えば、市道があって、そこに例えばカラスのふんが落ちてくるもので、気に入らんものでというて白い粉、何かようわからんのやけれども、まいておるところがあるんですよ、小川東町で、言うたと思えますけど。そういう場合というのは大丈夫なんですか。構わないものなんです。

○高柳建設課長　　具体的なお話、ちょっと認識してございません。一般論といた

しまして、その道路として市道として公共の道路でございますので、それに支障のないような形で我々も管理していくべきかなとは思っておりますけれども。

○奥田委員　だから、ぜひその辺、器物損壊に当たってくるんじゃないかなという気がするんですけど、その辺、周りの方も近所の方も困っているという人もおるみたいなんです。その辺、ちょっと検証してやってほしいと思うんですけど、前から言うておるんですけどね、建設課には。

それと、もう一個、大曾根公園の管理、建設ですよ。大曾根公園の場合は、駐車場なんですけど、勝手に缶スプレーで線を引いて、ここへとめみたい、あれ、○○○○○じゃないんですか、あそこを使っている。そんなことを勝手にしてもいいんですか。それも器物損壊に当たるんじゃないかなと思うんですけども、勝手にそんなスプレーでばーっと、赤いスプレーですよ。ばーっと描いて、今、中学生も使って、この前まで使っていたかな。東邦のテニスコートはもう直ったものであれやけれども、この前まで東邦のテニスコートは使えなんだもんで、尾鷲中学の男子のテニス部も使っていましたわ。それにもかかわらず、あんな勝手に赤いスプレーで堂々いっぱい線が引いてあって、それも手でやったんやろうね。あんな、僕、○○○○○じゃないかなと思うんですけども、あんな、器物損壊にならないんですか。それは建設課では許すんですか。その辺、どうなんです。

○南委員長　今の奥田委員から○○○○○○というような言葉が、まだ確定されていないもんで削除いたします、今の発言は。

○高柳建設課長　道路にせよ、管理する公共施設にそういう支障のあるものについては、基本的にはいいか悪いかといえ、それはもういけないという話になるかと思うんですけども、その大曾根公園の件につきましても、我々のほう、現地を確認しまして、またそれについては、原因者とかに対して、その辺はまた指導を徹底して行って、今後現地のほうも十分注意していきたいと考えております。

○奥田委員　指導していくって、これ、何回も同じこと、この数年繰り返しておるんですよ。コート私物化するような形で、勝手にベンチをつくったり。ベンチに何かペンキを塗ったんか知らんけれども、それをコートの中でやったんやろうね。コートの中でペンキのあれが落ちておったりとか、液が。もう本当にやりたい放題やっておるんですわね。市役所といたらあれやけれども、言いませんけどね。余りにも私物化し過ぎですよ。みんなが使えるような公園にしてほしいし、そういうことをやったら、もう一定期間使用停止にするとか、厳しくやらないと、ますます勝手にやりますよ。

あんなにペンキをスプレー缶で勝手に駐車場に赤いので描いてしまうなんて、そんなもの、今、小学生、中学生でもやりませんよ、そんなこと。大の大人があんなことをやったら、本当に器物損壊じゃないですか。もっと厳しく対応してください、厳しく。どうですか、課長。厳しくしてもらわないと、告発しますよ、ほんまに。告訴してください、告訴。

○南委員長 わかりました。いま一度、現場のほうを十分把握していただいてから、当常任委員会の開催中にもし報告でもできたらお願いをいたしたいと思います。まず、現状を把握してください。よろしくお願ひいたします。

午後は1時15分から行います。御苦勞さんでした。ありがとうございます。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後 1時13分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、総務課、議案第37号の説明をお願いいたします。

○下村総務課長 それでは、議案第37号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)のうち、総務課に係る補正予算について行政常任委員会進行表により御説明させていただきます。

予算説明書の10ページ、11ページをごらん願ひます。

歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額6億2,392万3,000円に対し、82万9,000円を増額補正し、予算現額を6億2,475万2,000円とするもので、財源内訳は全て一般財源となります。

補正の内訳といたしましては、庁舎管理経費の13節委託料82万9,000円で、PCB廃棄物処理委託料が55万9,000円、PCB廃棄物収集運搬業務委託料が27万円の増額補正となります。

本事業につきましては、本市で保管しているPCB廃棄物のうち高濃度コンデンサー1基の処理が可能との連絡が本年3月になってあったことから、処理費及び愛知県豊田市にある処理施設までの運搬費を今回補正予算として計上したものであります。

以上で、総務課に係る補正予算の説明を終わらせていただきます。

○南委員長 ただいまの説明で御質疑のある方はございませんか。

○楠委員 済みません、申しわけないです。

今回、この82万9,000円なんですけど、これから随時処理していかなきゃ

いけないと思うんですけど、それは順番というのは早目の通知というのは来ないんでしょうかね。

○下村総務課長 高濃度、低濃度のトランスコンデンサーがありまして、その処理施設が現在日本には豊田市と北九州市、それと低濃度の安定器については、そういう特別な処理施設ではないところもあるらしい。全国でうちも登録してあって、全国で徐々に処理するというので、向こうさんのほうから通知が来てということになります。

ただ、本市におきましては、まだまだ量が残っておりますので、最終的には、平成39年度末までには処理しなければならないと。安定器、汚染物等については平成33年度末まで、高濃度トランスコンデンサーについては平成34年度末、その他の低濃度PCBは39年度末までというふうに一応スケジュールはなっておりますが、延期される可能性もありとの連絡をいただいております。

○三鬼（和）委員 今は建物から取り除いた説明でしたが、旧建物も多いわけですけど、現在そういったものが残っておるかどうかということについては、これはそのメーカーとか、そういったことで調べるんですか。通達があったときにその都度調べて、残りのものをチェックしていくんですか、どうなんですか。

○下村総務課長 平成13年度からPCBについては撤去を始めておるんですが、今回のこの処理は、施設ができたということで最終的なチャンスというか、これを逃したらもうだめだということで、当初予算のほうで予算をつけさせていただいて、中部電気保安協会さんの協力を得て残りがいないかと、市の施設の中でということは今調査しております。

○三鬼（和）委員 それについては、いつごろわかるんですか。また、そういったものが出てきたら、委員会のほうとも報告してほしいと思うんですけど、最終的にはどういう時点にわかりますか。

○下村総務課長 当然、来年度当初予算に処理の委託料を予算計上したいと思っておりますので、やはり9月ぐらいまでには完了させていきたいと。ただ、現使用しておる場合、取りかえが必要になってくるということにもなりますので、その辺については、中部電気保安協会さんと協議させて、お尻が決まっておりますので、逆算してというスケジュールになると思います。

○南委員長 他にございませんか。

総務課長、ちょっと参考までに、今回処理していただく量とまだ残っている量がどんなもんですか、それだけ。

○下村総務課長　これから出てくるのはほとんど低濃度と。

○南委員長　低のほうやね。

○下村総務課長　はい。ただ、現在うちで今保管しておるやつを全て処理していただくとなると、3,000万から4,000万近い金額がかかると思います。

○南委員長　ありがとうございます。

総務課はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ありがとうございました。

○奥田委員　その他ということではちょっと1点お伺いしたいんですけど、庁舎の耐震なんですけど、3月議会のときに今年度中にまとめるという話がありましたけど、今の進捗状況、教えてほしいです。

○下村総務課長　年内に報告したいということで、現在、3月も申し上げさせていただいたんですけど、耐震補強というのが唯一の有利な起債が活用できるのではないかとということで、従前から言われておる分庁方式ということも考えながら、できるだけ早いうちに執行部の方針等を議会のほうへお示ししたいと思っております。

○奥田委員　そうすると、今言われた補強ということで動いておるんですかね。以前、PFIとか何かの話もあったし、分庁という話もあると思いますけど、年内にそういう補強ということで、年内中にしてもらえるということかな、ですか。

○下村総務課長　年内と言わず、できるだけ早いうちに方針を決めていきたいと思っております。

○野田委員　先ほど3,000万から4,000万という数字が出たと思うんですけど、残としてですね。それぐらいまだあるということですか。

○下村総務課長　はい。

○野田委員　それで、34年、39年、33年というタイム期限があって、それで、それが延長になるかどうかはわからないけれども、この中で処理していくということになると、4年から5年、6年の中で3,000万から4,000万の金が平均で割ると五、六百万、年間要ってくるという計算でよろしいですか。

○下村総務課長　今回の処理する高圧コンデサー1基につきましては、23キログラムのもので、現在うちで保管しておる低濃度のトランス3基につきましては、3基で416キログラム、それと、安定器につきましては、ドラム缶3缶で1,162.4キログラムが現在保管しております。

ただ、ものによって、九州なのか豊田なのかということで、例えば31年度に2,

000万かかるかもしれませんが、32年度に2,000万かかるかもしれないと。それは処理施設のスケジュールによって金額が変わってくると思います。

○野田委員 結論的に言うと、不安定な予算を見ていかなあかんかなという気がするものですから、ある程度平準化等はやっぱり相手のあることやもんでなかなか難しいということですね。

以上です。

○奥田委員 さっきの補強の件なんですけど、僕は分庁をするんかなと思ったんですけど、50年たっていますよね、この庁舎って。たっていないですか。この庁舎を耐震ということで考えておるということなんですけど、可能なんですか、そういうの。大丈夫なんですかね。大丈夫なら大丈夫、それでいいと思いますけど。

○下村総務課長 先般の耐震診断の結果をいただいて、コンクリート強度はあるということですので、耐震補強が可能ということで耐震補強も選択肢の一つということでありまして、先ほども言いましたように分庁方式云々、あとPFIやPPPを活用した庁舎の建てかえということも現在検討しておるような状況であります。

○奥田委員 それを年内ということなんですけど、12月議会には報告してもらえますか。

○下村総務課長 でき得れば12月は最低で、それ以前にでき得れば。

○南委員長 奥田委員、また進捗状況によっては、また委員会でも途中説明をしてもらわらんかもしれませんが、またよろしく願いいたします。

よろしいですね。

それでは、総務を終わります。御苦労さんです。

(休憩 午後 1時25分)

(再開 午後 1時26分)

○南委員長 引き続き政策調整課に入ってくださいました。今回もまた市長と副市長の出席の要請をいたしております。

付託されております議案37号、補正予算の説明から求めます。

○大和政策調整課長 それでは、政策調整課です。当課からは、第2号補正予算1件と報告3件について説明させていただきます。

それでは、最初に、議案第37号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、当課に係る分につきまして補正予算書及び予算説明書と政策調整課の資料により御説明いたします。

最初に、歳入についてでございます。

補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。通知いたします。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入660万円の追加のうち、当課に係るものは、説明欄の移住・定住・交流推進事業助成金200万円の追加でございます。

次に、歳出についてでございます。

次ページの10ページ、11ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、補正前の額1億2,580万9,000円に補正額200万円を追加し、計1億2,780万9,000円とするものでございます。財源は全て一般財団法人地域活性化センターからの助成金でございます。これは定住・移住促進事業の19節負担金補助及び交付金へ充当し、事業の実施主体であるNPO法人おわせ暮らしサポートセンターへ補助するものでございます。

事業内容につきましては、委員会資料の1ページをごらんください。通知いたします。

この事業は、都市部の移住希望者が当地において移住体験を行うことにより、スムーズに移住が図れることを目的としております。また、事業概要としましては、空き家を活用し、移住希望者を広く募った参加型DIYイベントを開催し、移住体験住宅の整備を行うものでございます。その整備につきましては、地域の方々にも参加していただき、ワークショップ形式により建築関係の専門家による指導や監修のもとリノベーションを行うもので、地域住民との交流の促進や地域の魅力発信につなげてまいります。事業費は200万円でございます。

なお、委員会資料2ページは、本事業の整備を予定しております三木浦町内の位置図と整備物件の外観写真などと間取り図でございます。参考にいただければと思います。

以上で、政策調整課に係る第2号補正予算の説明とさせていただきます。御審議いただき承認賜り……。

○南委員長　ありがとうございます。説明は以上でございます。

御質疑のある方は。

○野田委員　今回この200万という補正は、先ほど話があった地域活性化センターの10分の10の補助金ということで、200万でこの三木浦のリノベーションというのは大体可能なんですか。それとも自己資金とか、そういう形でNPO法人がやられるのかどうか。

○大和政策調整課長 200万の範囲内で修繕を行うということで、この物件につきましては……。済みません。ふるさとセンターの職員が購入した空き家をそれを使わせていただいてリノベーションをかけるということでございます。

○野田委員 そうしたら、暮らしサポートセンターのメンバーが購入して、そして、NPO法人に貸すという形ですか。

今回ニーズがあるということで、こういう形と、この間見えまして木島さんという方がNPO法人の代表みたいな形でなるということはお聞きしているんですけども、ニーズ性が高いということですか。こういう活用してやるということは、補助金をそれだけ推進するということですよ。そこら辺のニーズ性はどのように考えていますか。

○大和政策調整課長 昨年度も九鬼のほうで「みやか」というところをお借りしまして、同じようなメニューを地方創生の事業をいただきましてやりました。その際にも集まっていたいて、リノベーションに参加してくれた方も2名ほどそのままその後に移住されたというケースもありますし、それを行うことによりまして、地域の方々との交流が生まれまして、そこで、以前でしたら九鬼なんですけど、九鬼の方々にも移住されてもすんなり入れたかなというようなこともございます。

○野田委員 今後の活動報告等の十分情報が入ってくるのであれば、私どものほうも行きますけれども、また情報提供のほう、よろしくをお願いします。

○大和政策調整課長 正式に日程等が決まりましたら、議会のほうにも報告させていただきます。ぜひ参加いただければと思います。

○三鬼（和）委員 今までの旧森林組合おわせのところの暮らしサポートセンターとこのNPO法人の関係がちょっとわかりにくいもので、もう少し業務というか、全部がNPO法人になったんですか。その辺、もう一度ちょっと。

○大和政策調整課長 以前NPOになる前は場所を移して、役所と同じ時間帯のお客様に対する接遇をしていたということですけど、やはり遠くから見られる方は、土日に来たいとか、6時以降、仕事が終わってからという御相談もありますので、それで、それでは、NPOの法人を立ち上げまして、いろんなそういう今回やるような事業も可能ですし、その事業後には簡易宿泊というものをとりまして、料金も取れるということも考えまして、現在は時間も6時までで、土日も対応して、月曜日は休みという形で運営させております。

○三鬼（和）委員 地域おこし協力隊の方とこのNPO法人の関係というんですか。どこに、全部NPO法人ではないわけでしょう。業務、その辺がちょっと理解

しにくいもんで。

- 大和政策調整課長 NPO法人を立ち上げたことによって、地域おこし協力隊は、定住移住コンシェルジュとしてそこに配属する。ですので、梶賀が会社を立ち上げた社長が協力隊の方、早田も同じく。そういうふうに民間の団体を立ち上げておるというところに協力隊を入れておるという形でございます。
- 濱中委員 そうしますと、地域おこし協力隊の方の収入というのは、国からの分がありますよね。このNPO法人自体の収入源というか、どういったところで収入を得られる形になっているのでしょうか。
- 大和政策調整課長 人件費、活動費については、協力隊制度を活用しておりますのです。NPO法人を立ち上げることに於いて収益を上げられる、いわゆるこのリノベーションのように、空き家を少し手を入れて付加価値をつけて売るとか貸すとかということもできるというようなこと。それと、今、パソコン環境さえ整えば、都会の方でもこちらで仕事が、サテライトオフィスのようなことも今ちょっと考えておる部分があって、仕事の幅というか、いろんな面に広がっていくのではないかとということでNPOを立ち上げていただいたということでございます。
- 濱中委員 そうしますと、そういった企画面、運用面を含めて、このNPO法人がやって、その中からいろんな収入、売上としてそれを支えていくという、経済的なところではということによろしいわけですね。
- 三鬼（和）委員 たまたまきょう、フェイスブックとかで通じておる方が東京のほうの方ですけど、尾鷲のほうに空き家とか民家はないのかと問い合わせがありましたので、今のセンターとともに、こういったところを紹介しようかなとは思っていたんですけど、そういったことでNPO法人はビジネス化して、自分たちの協力隊の給料はもらっていますけど、そういった方の収入により人件費等も捻出していく事業を展開していくということですか。
- 大和政策調整課長 基本的には、移住定住空き家バンクを使って御紹介いただくまでのことは当然行っております。それに加えていろんな事業展開ができて、収益が上がるようなことも企画できるということで御理解いただきたいです。
- 南委員長 他にございませんか。
- 楠委員 定住・移住は一生懸命取り組んでいるのはわかる。2週間ぐらい前にとある方から、多分紹介すればよかったんだけど、市に電話して、空き家バンク以外に空き家を紹介してくれるようなことはないんですかねと相談したらしいんですよ。そうしたら、そんなの、ないと言われて電話を切られたとあって、そういう

対応をまだしているのかなと思って。もう一度詳しいことを聞かなきゃいけないんだけど、それ、ちょっと苦情で聞いちゃったもんだから、バンクはあるし、もう少し……。

○南委員長 議案とはちょっと関係のないことですので。

○楠委員 それで、このお金の使い方をもう少し、またさらに、定住・移住を含めて、さらに検証を、補助するのは別に悪いことじゃないので、ちょっと検討してほしいなと思います。

○大和政策調整課長 そういうことがあったということはちょっと聞いておりませんが、多分空き家バンク登録がないというだけのことだったんだと思います。その他不動産会社さんがありますので、その答え方もちょっと印象が悪くなりますので、そういう指導はさせていただきます。

○小川委員 先ほどの移住体験ですか、これって、できた後、漁業体験とか、そういうのも組み合わせて考えておられるんですか。

○大和政策調整課長 あくまで移住希望者を限定した簡易宿泊施設として数日とかの単位でも貸せるということで、その間に空き家を見つけていただいたり仕事を見つけていただくための施設ということで考えております。

○小川委員 今の持ち主が借りる前、移住体験とあと漁業体験との組み合わせでやりたいということを聞いたものですから、その点どうなっているのかなと思ったので。

○大和政策調整課長 委員さんの御意見として承りまして、農業のほうも農地も農業じゃなく使えるようなこともやり出しておりますので、そういうのも一つのあれ、漁業体験についても水産のほうと連携させていただいて、メニューとしてあるというのを紹介できるようにしたいと思います。

○仲委員 ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、2ページのほうの写真を見ておったんですけど、どこを中心にリノベーションするか、改修するかというのは、トイレとかはそのままかいな。

○西村政策調整課主幹兼係長 特に、この三木浦の体験住宅に関しましては、内装ですね。現在、土壁等がはがれたような状態もありますので、こちらのほうをしゅくい等にかえたり、リノベーションを図っていきたいと考えております。

○仲委員 現状のトイレは、どんなような感じかな。

○野田政策調整課主査 トイレと水回りについては、こちらのほう、水洗になっておりますので、トイレのほうはウォシュレット等を設置して、水回りを新しく、

費用的にはそこまで大きくはならないと思います。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、報告事項が3件ありますので、一つずつ行きたいと思いますので。

まずは、ふるさと納税についてからお願いいたします。

○大和政策調整課長 それでは、委員長のおっしゃるとおり一つずつということで、まず、ふるさと納税について担当のほうから説明させていただきます。

○西村政策調整課主幹兼係長 通知します。現在のふるさと納税に関する活動状況としましては、五つの事業を柱として取り組んでおります。

昨年度まで大手ポータルサイトが運営しているふるさとチョイス基本プランを利用しておりましたが、本年度はプランのランクを上げ、ふるさと納税支援サービス梅チョイスを利用いたします。これにより、新情報や自治体お勧め情報を充実させ、本市へのふるさと納税へのさらなるPRや知名度向上を図り、寄附金額のさらなる増加につなげまいります。

2番としましては、ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンプロジェクト関係としましては、ふるさと納税拡大プロジェクトチームで決定した取り組みとして、市職員一人一人が持つネットワークを活用し、縁者等を紹介していただきます。そして、その方にふるさと納税の案内文書とパンフレットの送付を行い、寄附拡大を図ってまいります。このお願いは、関連事業者に対しても、あわせて紹介を行っており、現在の紹介者数は約1,000人を超え、今月中に郵送で発送いたします。

3、広域連携によるPR活動です。三重県南部13市町においてスケールメリットを生かした三重県南部地域の知名度アップ、情報発信により、ふるさと納税の推進、南部地域への誘客、さらには、定住移住につなげていきます。

その中の主な三つの事業としましては、ふるさと納税南部まるごとガイドマップを作成します。これは、三重県南部地域市町の位置関係や魅力などの紹介及びふるさと納税の使い道、特産品に係るガイドマップを作成し、各市町の地域の紹介や観光情報等を掲載いたします。

次に、南部まるごと体験体感ツアーを実施いたします。これは、ふるさと納税を通して、三重県南部13市町を体感、体験等により、南部地域の認知度アップ及び誘客定住促進につながるツアーを実施いたします。

三つ目の主な事業としましては、三重県首都圏営業拠点三重テラスにおいて寄附

者、メディア関係向けのふるさと納税を通じた三重県南部の魅力発信、移住定住につながるPRキャンペーンを実施いたします。実施時期につきましては、7月、10月を予定しております。また、11月には、トラストバンクが主催するふるさと納税大感謝祭等のイベントにおける三重県南部地域のふるさと納税及び特産品、移住定住の促進につながるPRイベントを実施し、寄附拡大を努めます。

4、返礼品の充実を図ります。

ふるさと納税の受け入れ金額が全国で最も多かったのは、宮崎県都城市の73億3,300万円で、2年連続のトップでした。また、ふるさと納税が増加した理由についての調査結果によりますと、返礼品の充実を理由に挙げた自治体は57.1%に上ります。このことから、人気のある肉類やアルコール飲料などの返礼品を新たにラインアップに取りそろえるなど、商品企画を検討し、返礼品の魅力アップを図っていきます。

5、尾鷲市ふるさと納税感謝企画、おわせ港まつり特別観覧招待であります。

尾鷲市にふるさと納税をしていただいた方への感謝、ふるさと納税のリピーター確保、寄附者と地域との交流促進、ふるさと納税のPRを目的として昨年ふるさと納税をしていただいた寄附者の方々、4,543名にお礼状を添え、8月に開催されるおわせ港まつりにおいて招待応募要綱を5月末に発送いたしました。抽選により200名が当選となります。ふるさと尾鷲に貢献したい、ふるさと尾鷲を応援したいという思いで寄附していただいた方々を大切にし、その輪を広げていきます。

平成30年度においては、これらの事業をふるさと納税推進事業として行ってまいります。

以上です。

○南委員長 ふるさと納税の戦略説明をいただきました。

これについて御意見なり御質疑のある方。

○三鬼（和）委員 プロジェクトまとめが終わったのか、まだ延長戦でやるのかはわかりませんが、市長も尾鷲高校の出身で同窓会等も市外とか県外も出かけておると思って、そのときにはPRはしていただいているとは思いますが、個人情報とかがございますので、直接そういった名簿をいただくというわけには難しいでしょうけど、尾鷲高校の同窓会の各代表の方にこういったふるさと納税のチームを張っていただいて、そこからダイレクトメールを送っていただいて案内先を広げていくとか、ネットの紹介をすとかという展開も考えられるんですけど、そういったことはどうですか。

○大和政策調整課長　　今、委員のおっしゃられたように、過去にもずっと首長さんが、秋になると各鷺友会とか県人会が開かれます。その際には必ずそういうPRはして、役員会等も参加しますので、理事長さんとか役員とは話をしておくと。

ただ、本当に個人情報なものですから、個々については特にお願いをしておいてくださいとお願いをしておくと。現在、職員のやっておるのも同じで、職員がまず確認をして、こういうのに行くよというのをまず確認した上でリストアップしてきておるといことで、そこはどうしてもちょっとシビアにせんといろんな弊害が出ると困りますので。当然市長が首長のトップセールスをしていただいて、紹介はどんどんやっていただきたいと思いますと思っております。

○三鬼（和）委員　　私も尾鷲高校の役員をしておった時期もあって、PTAの会長とかあって、そのことはあれしておるんですけど、2年に1回ある地元での同窓会のときも何らかの形で連絡をとるといこともやっておると思うので、そのことだけじゃなしに、そういった連絡をとるとか、文書で特にとるのであれば、そういったふるさと納税であるとか、尾鷲のそういったものを書いてあるパンフ、リーフレットと一緒に送ってもらうとかという依頼というんですか、お願いはしないよりするほうがいいと思うんですけど、そういった考えはいかがですか。

○大和政策調整課長　　個人的にそういうこともできると思うし、そういう集会には必ず資料として、各個人で持ち帰ってもらう中に入れていきますので、それで首長がその前でこれをお願いしますという話をしてもらうといことで、結構な方がやってくれておるとは思っております。

○三鬼（和）委員　　ぜひ2年に1回ある尾鷲高校の同窓会なんかも、市長も行って挨拶だけだとふるさと納税、ふるさと納税と言ってもあれなんですけど、そういった尾鷲の宣伝をするようなものがあれば配布していただいて、それも持ち帰っていただいて効果を上げるようにしていただきたいと思います。

○加藤市長　　昨年の実績でございますけれども、東京鷺友会からずっと中部から三重、関西鷺友会、それから、昨年の8月に開催されました尾鷲高校の総合のあれにつきましては、必ず私、私がだめな場合には副市長というようなことで、その中には、挨拶と同時に必ずふるさと納税の御案内というコメントも入れてありますし、このパンフレットにつきましても、必ず皆さん方一人ずつにお渡しして、その宣伝はやっていると。

ただ、正直言って、大分ロートル化しておりますので、その中に加えた中で皆さん方が収入が少ないから、当然のことながらお子様方、サラリーマンやったりそう

いう収入のある方に必ずぜひ御紹介して尾鷲を助けてくださいという、そういう趣旨のものは全ての尾鷲高校の同窓会については、全部行っておりますので。ことしもその時期が来たら、また同じような形でやっていきたいと思っております。

○小川委員 4番目の4番ということは返礼品の充実を図るところで、これ、飲料、先ほど酒と言いました、ビール。

(「アルコールです」と呼ぶ者あり)

○小川委員 アルコール飲料、肉類、これ、尾鷲の特産品にこんなのは全然ないですよ。これ、入れてもいいのかということと、あと、ふるさと納税をするのに特産品の開発とか販売とか、そういう目的もあると思うんですけども、ふるさと納税の趣旨から外れてしまうんじゃないかと思うんですけど、人気があるから肉を使うって、どこの肉を使うんですか。いいんですか、そんなんで。

○大和政策調整課長 今までは、肉といっても三重県であれば松阪牛をいろんなところも使っておったこともあります。今、うちとして一つパッケージでつくったのがあぶりと日本酒とヒノキでつくった升を言ったらパッケージ化したもの。その中の酒につきましては、県内のつくり酒屋さんが尾鷲市の事業者が代理店的な販売を持っておるところやったらいいと。それは三重県のほうにも確認しました。それで、そういう商品をしました。肉についても、今、尾鷲にある事業者さんと詰めておりまして、県のほうにも確認しておりまして、紀和牛になると思うんですけど、それは大丈夫なものですから、今度どんどん上げていきたいなと思っております。

○濱中委員 同じく返礼品の中の話なんですけれども、現在、お墓掃除というのがありますよね。家を残してまちを離れている人たちがどういったサービスを求めているのかとか、しばらくこちらに帰ってこられなくて、ふるさとを離れている人たちにその聞き取りをする機会なんかが、きっとお祭りのときとかお盆とかにあると思うんですけど、そういったあたりで返礼品の充実の中でそういった聞き取り、アンケートなどは計画されていませんか。

○大和政策調整課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。ニーズを調べるのも大事なことかと。先ほどの説明の中にもありましたように、おわせ港まつりには、昨年の寄附者の中から御招待しておると。そうやって来ていただいた方に直接何がしかのアンケート的なのをもらうというのは可能かと思っておりますので、一度やってみようかなと思っております。

○村田委員 この4番目の返礼品の充実を図る、年度を通してということなんです、以前、私、申し上げたことがあると思うんですが、尾鷲市に一定期間滞在を

していただくということも企画に入れてはどうかということなのかなと思うんですが、移住等を視野に入れた新たな返礼品の企画ということなんですけれども。具体的にどう考えておるのかなということをお聞きしたいと思いますけれども。

今、この補正予算の中にありました定住移住の交流推進事業、まさに三木浦の住宅をきちっと改造して、皆さん方に宿泊なりいろんなことで使っていただくということなんですけど、そういうものを使って、これとやっぱり複合的に合わせて、そこに盆なら盆の期間、尾鷲市で滞在をしてもらおう。夏休み期間滞在をしてもらって、その中で、今言ったような、肉はともかく、尾鷲市の魚介類、これを食べていただくような企画、それと、酒ならいろいろ酒造メーカーと今協定しておるということがありましたけど、今あるかないかわかりませんが、昔尾鷲市のヤーヤという酒がありましたよね。そういうものも提供して、いわゆるふるさと尾鷲である一定期間、自分の小さいころを思い出していただくというような、そういう体験の企画を合わせていくと、移住定住の促進にもなりますから。ただ返礼品を送るとかいうことだけじゃなくて、尾鷲市にもう一回、ちょっとでもいいから住んでいただく。その中でやっぱりふるさとのよさを思い起こしていただくという意味合いから、こういうことをぜひ進めていただきたいなと思います。

私も東京のほうにちらちら知り合いがおりますけれども、一概にそうは言えませんけど、年をとったらやっぱり尾鷲に住みたいんじゃないかという人がいるんですよ。いるんですけど、家がない。移住定住の促進で探せばいいんですけど、しかし、やっぱり都会にずっと生活しておりますと、尾鷲市のこのよさ、食べ物のよさ、いわゆるのどかなよさというのを、どっちかというとなんか忘れがちですから、それを思い起こしていただくような、こういう企画というものも、担当は大変でしょうけれども、そういう試みも返礼品だけに限らずやるということが必要ではないかと思っておりますけれども、当局の考えはどうでしょう。

○大和政策調整課長　　今、委員さんがおっしゃられるとおりでと思います。やはり商品だけのやりとりじゃなしに、地元へ戻ってくる。一つかどうかわかりませんが、返礼品の中にもお店の食事が入っておるといふのがあつたんです。物を送るんじやなしに、尾鷲へ来てどここの店屋さんの幾ら分のといふと、そこへ来て食べてもらわなあかんといふ形。いわゆる尾鷲へ来てもらわなあかんといふのも、一つ中にあります。

ただ、それは、商品があつての話だと思つたります。体験住宅の使い方がちよつとまだ、二つ目なんですけど、もつとそれ、今から考えることができますので、そうい

った企画も取り入れていきたいというふうに検討させていただきます。

○村田委員 そのとおりに進めていただければいいと思うんですけども、こちらに来てお店で食べていただくということも、これも一つの方法かも知りませんが、こういった移住定住型の住居に一定期間住んでいただいて、食材をこちらから提供すると。そこで生活をしていただくということが、私、必要だと思うんですよ。よそにおいて尾鷲市のものを食べると。ああ、これは懐かしいなというだけで済んでしまいますけれども、それを何らかの尾鷲市の活性化につなげていくのであれば、そういったやっぱり取り組みと仕掛けというのが私は必要だと思うんですね。

ですから、その辺のところをやっぱりもう少し掘り下げて検討していただくということ強く望んでおきたいと思えますし、それから、さっきちょっとありましたけれども、仲さんのほうからあったのかな。移住定住の中で、トイレは水洗化されておるといっても、よそから来ると、確かに雰囲気はいい。住みやすい。しかし、トイレがねと。いわゆるくみ取りのトイレがね。水回りがねと。こういう問題があるものですから、むしろ人間、特にトイレなんていうのは非常にデリケートな問題で、その辺のところを幾ら田舎であってもこの辺のところは整備されておりますよというような形でやっていって、尾鷲市に少しでも住んでいただけるような。

住んでいただかなくても、ここへ来て1週間なら1週間滞在をして、尾鷲のものを食べてもらうというだけでも、これはちょっと従来のものと違った趣向のものになるんじゃないかと思えますので、担当、大変でしょうけれども、ぜひその辺のところを組み入れていただくようお願い申し上げます。

○三鬼（和）委員 先ほどの村田委員の本当に二番煎じになるんですけど、この例えば三木浦ゲストハウスであるとか、今回の三木浦の移住定住用体験住宅であるとか、「みやか」とか、こういったのを利用してプラス、地元の方がここで料理をつくるというかな。地元にも収益になるということがあって、特に三木浦なんかやったら、この前にプライベートビーチに近いような海水浴場があるもので、そういった商品化、パッケージみたいな形で、幾らのふるさと納税に対するあれになるかわかりませんが、そういったのは全国どこでやっておるかわからないですけど、地元のオリジナル性が高いということでおもしろいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。そういったものも、ただ既成のものが漠然とあるというよりか、そういったソフト的なものを生かした返礼品を新たに開発していくというの、ちょっとおもしろいんじゃないかと思ってきたので、いかがですか。

○加藤市長　私も以前に商売柄いろんなものを、マンネリ化は全然だめだと。今の状況の中で、ふるさと納税と云ったら、要するに地元の特産物を提供しながら、税金をいただいた、要するにふるさと納税をやっていた方から、それを提供するというような形で物ということを中心としてやっているんですけども、村田委員、前回もおっしゃっていただきました。濱中委員もそういういろんな、僕なんかの言葉から言ったら事なんですね。事をやって物を送るといふような、そういう形のもの。

だから、正直申しまして、物だけ要するに返礼品としてあれするんじゃないしに、いろんなことを交えながら、さっき商品開発ということをおっしゃっていますけれども、それはやっていかなきゃならないと。新たなものは新たなもの。それがほかのところにもいろんな関連性というのが全部ありますので、そういう形で、やはり今回のテーマは、ふるさと尾鷲の体験企画といふような、こういうものをテーマにしながら、半年なり来年のための開発をするといふような、そういう役割もあっていいんじゃないかなと。

正直申しまして、物だけではいつまでも続かないんじゃないかなという、私自身はそういう気がしているんですけど。ですから、そういう形のものもいろんなアイデアを出しながら、要するに尾鷲のまちと直結した、そういう直結したということは自然という話なんですけど、そういうものも含めてやっていきたいと。

ちなみに、たまたまなんですけれども、この前、私の友人がふるさと納税をやっていたので、尾鷲でこのゴールデンウィークに食事のあれで来ていただいたんです。非常に満足して帰りました。これはいいなと。それが次のステップとして、1組が2組、3組、その人たちの仲間がまた広がっていくといふような、そういうことも必要だと。

だから、さっき村田委員がおっしゃっていたのは、尾鷲に来てもらうということ、そういうことをテーマにしながら商品開発していくということも、次のテーマとして私は大事なことだと思っておりますので、それはぜひやっていきたいと。

○濱中委員　返礼品の話ではなくて、ふるさと納税そのものの目的として、使い道というのが注目を集めている地域がかなりありますので、実は私も今回で見えてきたときに来年の和歌山国体を控えておる和歌山は、使い道として国体の充実といふふうな感じで挙げておったりするんですよ。この間からも一般質問の中で三木里の温水シャワーの話なんかも出ていましたけれども、そういうふるさと納税をもらったものでシャワーをつくらせてくださいというお願いをすれば、尾鷲を体験しに

来てくれた人が、このシャワーは自分が寄附した一部やという、そういったアピールの仕方もあるのかな。

尾鷲を注目させてもらうのに、尾鷲の使い道を見ると、総合計画の頭になっておるのが漠然とあるだけなんですよね。その中に、全部に具体をつくるのではなくても、ことしの注目はここなんですと。ここに使わせてもらいますというような、そういう納税してくれた方に自分がどこに貢献したかという見える化も私は目立たせる一つかなという気がするんですけど、市長、どうですか。

何か市長がこれをやりたいけどお金がなくてできないことがいっぱいあるやないですか。そういういったものを目立たせるということも要るかなと思うんですけど。

○加藤市長　このことについても、非常に大きなテーマなんです。言いわけをするようなんですけれども、とりあえず一応今回1億5,000万をつかむためには、あれもこれもあれもこれもとって物を中心としたやり方をしておりましてけれども、さっき委員がおっしゃったような、いろんなテーマを見つけながら、納税者、要するにふるさと納税をやっていただく方へのアピールとして、非常にインパクトの強い、最近やっぱりそういうのが多いですね。こういうことを目的でふるさと納税をよろしくお願ひしますというようなことで。それをこういうのができましたということをもた発信するという。そこでやっぱりコミュニケーションができるという。

今回、いろんなお話を聞きながら、本当にやっていかなあかなんというところで、それも具体的に。正直申しまして、今どうのこうのということは、今では出ません。しかし、この半年なら半年の間にいろんな企画をして、来年の企画としてやっていくべきじゃないかなとは思っております。

○仲委員　三つ目の広域連携によるPR活動なんですけど、三重県南部まるごと発信事業というのは、当初予算に載っておったふるさと納税南部まるごと発信事業負担金40万、これの事業ですね。これは、事務局はどこでしたかいね。

○大和政策調整課長　玉城町です。

○仲委員　その中で、南部まるごと体験ツアーの実施ということで、13市町をめぐり体験ツアーをするという一つあるんです。次に、三重県南部まるごと発信PRキャンペーンということで、三重テラスで7月と10月、11月等で首都圏でのPRを通じて寄附者との対話を重視した演出を行い云々とあるんですけど、この企画については、いろんな会議でやっぱり尾鷲市の考え等を出した上で、言ったらツアーにしても十分この南部のほうの、尾鷲に宿泊するかどうかは別にして、そう

いう考え方は出していますね、会議で。どうなんですか。

○西村政策調整課主幹兼係長 三重県南部のツアーにつきましても、当然13市町で行うということもあって、それを細分化するという意味もあって、伊勢地方に行くのと東紀州のほうに行くという二つのルートに分けて、とにかく尾鷲市を体験していただきたいということも担当としてこの会議のときには話のほうをさせていただいて、かつ、一応2ルートで今回行う予定にはなっております。

○仲委員 体験ツアーについては、それで2班に分けるといいますから、それなりのルートの中で設定されると思うんですけど、特に三重テラスでの寄附者との対話を重視したということは、三重県全体の寄附者、もしくは尾鷲市に寄附した人も対象としていろんなテラスに来ていただきたいというようなことの中で進めるのか、ここら辺についてはちょっとわかりにくいんですけど、これから企画されるんかいね。どうなんですか。

○西村政策調整課主幹兼係長 三重テラスのPR活動につきましても、特に現在、寄附者が関東地方の方も多いいということも三重県南部13市町ではありまして、そのことも勘案して、関東にお住まいの方たちにこういったPRを事前に行って、そして、三重テラス等でそういったイベントを行うと。それを打つことによって、ある程度の来訪者が来てくれるということを見込んで、そこで実際に13市町の尾鷲であれば尾鷲の、例えば干物とか刺身とか、そのような物産も実際持って行って、見ていただいて、私たちと話をさせていただいて、食べていただいて、東京におりながら尾鷲の実情を知っていただく、魅力を感じていただく。そのようなイベントを行う予定であります。

○仲委員 こういう機会は、例えば東京尾鷲会の会員さんとか、尾鷲にかかわる方については、とにかくPRをして、なるべくなら尾鷲のPRをしていただきたいと思っています。

以上です。

○内山委員 2番のパンフレットのところなんですけど、以前インターネットが難しく、紙ベースで知人、友人にふるさと納税を紹介したいという方がいて、担当課へ行って、パンフレットを10冊ぐらい渡していったことがあるんですけど、関連業者に対してというところで、これはパンフレットを設置してもらおうという認識でいいんですかね。

○西村政策調整課主幹兼係長 パンフレットにつきましても、一応13市町で1万部用意する予定であります。本市につきましても、1,000部ですね。

○大和政策調整課長 委員のおっしゃるのは、職員とかの紹介のやつのことだと思うんですけど、それは個人に（聴取不能）ます。

○内山委員 僕が言いたいのは、市内の各関連事業者さんのところに、例えばパンフレットがあったら、それを見てまた周知してくれるというイメージなんですけど。

○加藤市長 まず、2番のやつなんですけど、最初的时候に、職員の紹介でもって、個人的に市外にいらっしゃる方を紹介していただいて、そこから獲得しよう。と同時に、正直申しまして、尾鷲市民の方々に親戚縁者、知人がよそにいる人たちに紹介してもらおうというのは、今後これからやっていくんですけども。

まず、取り組んでおりますのが、今後やろうとしております私の計画は、近々商工会議所の総会があったり、あるいは婦人会の連合会があったり、あとは各地域に回ったりして、そういった方々にどンドンどンドン宣伝をしていながら、できることであれば、今考えているのは、各輪内地区のほうでは、コミュニティーセンターにパレットを置かせていただいてというような、各事業別にも同じようなことを、大きなところにはこういったものを置いてくださいというような、要するに人の出入りの多いところについてはパンフレットを置いて、皆さん方に宣伝していくという、そういうことも広報活動も大いにやっていきたいと思っております。

○内山委員 紙ベースのほう周知しやすいという方が結構いらっしゃいますんで、ぜひよろしくをお願いします。

○野田委員 済みません、4点ほど確認させてください。

この事業というのは、地道にやっていくことが一番大事だと思います。その中で、政策調整課がいろんなアイデア、企画をするということによろしいんですか。まず1点。

○大和政策調整課長 主となるのは我々の課なんですけど、これは全職員にもそういう提案はいただきたいというふうに思っております。

○野田委員 前に旧町内のヤーヤ祭りの旧町内のそういう包装紙も、一つの企画としてアイデアとして包装紙、そういうものもというアイデアも出ていたと思うんですけども、そういうアイデアが出る中で、成功するかどうかはわからないにしても、それをある程度のアクションを起こすというようなことはどこでやっているのかなということちょっと聞きたいんですけど。企画力。

○大和政策調整課長 中間企業という形で我々の下に観光物産協会がありまして、観光物産協会の中がそういうパンフレットの作成とか、商品の企画というものも一

応は受けてやっていただいております。提案は我々も出せませす。

委員のおっしゃるのは、多分ヤーヤ日みたいなパッケージ的な……。

○野田委員 包装紙。

○大和政策調整課長 だと思います。

○南委員長 野田委員、挙手で。

○野田委員 それと、サービス品なんですけれども、山形の天童市なんかは、駒の日本一の生産ということで、駒を一つのプレゼントとしてやっていたりとか、あと、この間、昨年12月に紀北町なんかは、尾鷲ヒノキをキーホルダーにして、それを一つのこの地域のサービス品、紀北町はサービス品として渡すとか、やはり何かサービス品を渡すことは全てじゃないですけれども、特色というか、この地域の尾鷲ならではの地域力というんですか、地域資源を活用したそういうものも、一つの地域情報発信としては、やっぱり僕は必要なのかなという気はしています。それは、ですから、何回も言いますが、地道にやっていく中でそういうアイデアが出てきたら、皆さんで意見交換することがいいのかなというようなことを思いました。

それで、先ほど課長から話があった酒升、尾鷲ヒノキで升、日本酒を飲む、ああいうのをもらったら、自分の名前入りとか、そういうのがあったら、マイカップじゃないですけれども、非常に優越感に浸るものがあるんじゃないかなと個人的に思ったりしますので、そういう部分では、やっぱりもっと自分らのものを温めていくということが必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○大和政策調整課長 委員のおっしゃるとおりで、商品についてもどんどんどん発展的に変えていかなあかんと。今回そういうパッケージのものを出したら、その状況を見ながら、これ、升だけでもいけるんじゃないかとかというのが出てくると思っていますので、そこはちょっと様子を見ながらいろいろ仕組みをやっていきたいなと思っております。

○野田委員 返礼品といっても、根本にあるのはこの地域を売り込むということになってくると思うんです。先ほど移住型、そういうのも重要ですし、何かたくさん品ぞろえがあるというものも必要かもわかりませんが、インパクトのある自分のところのまちを売り込むというような部分を、やっぱりそういうのも考える。それが一つのこの地域のアイデンティティーか何かかなと思ったりするんですが、いかがですか。

○大和政策調整課長 地域を売り込む、もちろん尾鷲市としては魚的なものが多いんですけど、ほかにもいろいろありますので、そこはバランスをとりながら、い

ろんなものやってみたいというて、企画を変えていきたいなと思っております。

○野田委員　　そういうことで、発想を豊かにしてもらって楽しんでいろんな知恵を授けてもらう、知恵を出すということをお願いします。

　　以上です。

○奥田委員　　ちょっと脱線するかもしれませんが、今、返礼品の話で野田委員から熱い話がありましたけれども、今、課長のほうからも魚という話もあって、先ほど村田委員のほうからも尾鷲ののどかなよさという、いい表現だなと思ったんですけど、こののどかなよさをアピールする。そういう意味で市長もさつき物だけじゃなくて体験企画というのを今後考えていくと。自然というものをもっとアピールするというような話がありましたけれども、それを考えた場合、これ、天狗倉山から撮った写真なんですけど、僕、これ、ゴールデンウィークに大学生の息子と馬越峠へ登って天狗倉山へ行ったんですよ。撮った、見えますか。

　　真正面に火力が見えるんですね、火力。今後、この煙突がなくなってきましたよね。ここに7メートルの山をつくって、7メートルのかさ上げをする。7メートルの山をつくって、ごみ焼き場をつくと。これが本当に定住移住政策をやっておって、尾鷲の魅力をアピールするんだと。そうじゃないですか。ふるさと納税というのは尾鷲のよさ、魅力を発信するんでしょう。定住移住政策も尾鷲のよさ、いいところですよということでアピールするわけでしょう。そうやないと定住移住なんかしてくれませんよね。

　　こういうまちの象徴的なところに……。

○南委員長　　奥田委員、ちょっとそれは離れるのはちょっとえらいと思いますよ、それ、ふるさと納税には。ふるさと納税についてお願いします。

○奥田委員　　済みません。わかりました。そうやもんで、やっぱりまちづくりということをふるさと納税と絡めて真剣に考えてほしいんですわ。その辺、どうですか。これ、本当に担当課の皆さん、定住移住政策とかふるさと納税を一生懸命やっておって、尾鷲の魅力をアピールしよう、アピールしようとしておって、本当にごみ焼き場をここへつくっていいと思います。だから、その辺、まちづくりを真剣に考えて、僕、本当に一人一人に聞きたいんですけども、どうですか、課長。そこから辺、総合的に考えてくださいよ、総合的にね。お願いしますわ。

○大和政策調整課長　　ごみ焼き場、ごみ処理施設は広域で進めるもので、場所を今選定しておる。いわゆる奥田委員さんがおっしゃったように中部電力の構内ということで進んでいくとは思いますが。

(発言する者あり)

○大和政策調整課長 と思いますが、景観的にもそういうふうなものがごみ焼きとわかるようなものができるか、ちゃんと今はすると思います。それで、景観は、ぼんとできるのではなく、そこにできたものに対しては、それなりの景観対策は当然するというふうに思われます。

(発言する者あり)

○南委員長 その関連はちょっとえらいぞな。ふるさと納税だけで聞くんやったら構わんけれども。

(発言する者あり)

○三鬼(和)委員 ちょっと話が1番のほうへ戻るんやけど、仲委員が東京のサテライト、県の話をして、そこで津のイベントをしておって、見てするだけで、QRコードをするだけでメールがつながるということで、毎月津からメールでこういったものがありますとか情報を流してくるということで、情報発信の部分で、見やすいとか紙ベースとか、それは別の話なんですけど、当市にとっては上岡委員が一般質問でもしておったように、それこそIoTとか、インターネットを使っていろいろするというの、弱いんじゃないかいなと思うんですわ。

ふるさと納税のやつも、品物がいたときにそれを登録してもうたら、これはメールの場合だったら、ガラケーであろうとスマホであろうと、どっちでも送れるわけじゃないですか。ただ、市のほうなり観光物産協会がやるのかは知りませんが、情報発信もしなくちゃ、送るものもないですからね。そもそもふるさと納税といっても、品物をPRしたりとか、そういったみずからするというの、当市、弱いじゃないですか。その辺の強化というんですか、横、口伝えなりもありますけど、一番今の時代に即応したものは、もののインターネットを活用したメールであるとか、ガラケーであろうと、スマホであろうと、何であろうと、パソコンであろうと情報が行くようなもので積極的に品物をPRするとか、今何をやっておるということをするということがちょっと欠けているのではないかと思うので、その辺、強化していただきたいなと思うんです。

前半にあるふるさとチョイスを活用するというのも一つの考え方ですけど、尾鷲独自としても、そういったものを一生懸命しないと気持ちが届かないんじゃないかなと思います。ほかのところであつたら、フェイスブックを設置したりとか、例えばふるさと納税の品物をインスタで写すだけでツイッターとフェイスブックへ同時に行くという、そういったことも活用できるので、もっとその辺も利用して、老若

男女に上手に情報が伝わるといふか、理解してもらえらるといふことに力も入れるべきだと思ふんですけど、いかがですか、その辺は。

○大和政策調整課長　まさしくきのうの上岡委員の質問のことにも同じになると思ふます。現在の発信力は、うち、弱いのは事実で、ソーシャル的なものもほとんどない状態です。それを来年といふ話になるんですけど、それまでにはきちっと形を整えたいと思ふています。

多分、委員さんがおっしゃられるのは、核となるものがあるって、それに発信をするとSNSとかインスタらでこんなうが出ましたといふのを誰かがつぶやくと、それが広がっていくといふようなイメージだとは思ふんです。その核が今ない状態です。そういうのもちょっと早急に考へてやっていきたいと思ふます。

○南委員長　ふるさと納税の議論が尽きないと思ふんですわ。ほかにもまだ報告事項が2件あるといふことで、最後で副委員長のほうから特に発言を求められておりますので。

○上岡副委員長　一つお聞きしたいんですけども、4月から今年度から梅チョイスといふのを4月1日からと考へていいんですかね。このポータルサイトの商品とか、そういうのの管理といふか、見ているのは政策調整課でいいんですか。

(発言する者あり)

○上岡副委員長　そこでちょっとお伺いしたいんですけども、委員長、いいですか。

多分、閲覧数とか、あと商品のクリック数とかといふのは、毎日でも月単位でも出てくると思ふんですけども、もう2カ月たちました。この辺の検討とかいふのは、毎月、昨年と比べてどうなっているかといふのは、当然検討されていると思ふんですけども、2カ月たってどうなんでしょうか。お答えをお願いします。

○野田政策調整課主査　今年4月からこのふるさとチョイス、今までは基本プランといふプランでした。ですが、このランクが1個上がった梅プランといふのになって、あくまでこのシステムは、我々、利用料を払って使っておるようなシステムになります。返礼品もそこへ載せさせていただいて、新しいのがあったら、我々が登録するような格好になっております。

また、ここで先ほど言われましたクリック数とか、そういう機能もあるとは思ふけど、我々のほうで管理できるのは、返礼品のランキングといふんですかね、これは、向こうのほうでこの梅プランの中で、ランキングが並んで、尾鷲市のページの中にランキング、上位なのが写真であらわされるといふような格好になっておりま

す。

また梅プランになりましたら、月3回ずつなんですけど、我々のほうからプッシュ型の情報発信ができるようになりますので、新しい返礼品の情報とか、お勧め情報等、3回掲載することができております。

○上岡副委員長 わかりました。私も少しこのふるさとチョイスのシステムを調査してから、またそちらのほうにお伺いします。

○南委員長 それでは、ふるさと納税についての説明は終わりたいと思います。

引き続き、次の尾鷲活性化拠点構想プロジェクトについての説明を求めます。

○森本政策調整課長補佐兼係長 それでは、尾鷲活性化拠点構想プロジェクトの進捗状況について御報告させていただきます。

資料の5ページのほうをごらんください。

本市におきましては、尾鷲市食のまちづくり基本計画を策定しており、市内全域での食に関する取り組みといたしまして、港周辺エリアへの食の拠点施設についてイメージを作成しているところでございます。これをもとに、本プロジェクトにおきましては、港周辺エリアを点ではなく、点と点を結び面と捉えた拠点整備のイメージの作成に取り組んでいるところでございます。全体のコンセプト、テーマを考え、施設、駐車場といったハード面での周辺整備といったことについて、いろいろな意見を出し合い、検討を重ねているところでございます。

一方で、中部電力尾鷲三田火力発電所用地の活用検討に関する協定を締結したところでございまして、今後、尾鷲市と中部電力、そして、尾鷲商工会議所に参画いただき、あらゆる可能性を検討する協議体を組織してまいります。本プロジェクト開始時点では、港周辺エリアは、魚市場を中心として発電所用地エリアを含めておりませんでした。このことから、検討エリアを発電所用地を含めた港周辺エリアとして検討していく必要があると考えております。発電所用地検討に関する協議体におきまして、あらゆる可能性の検討を進めてまいります。本プロジェクトにおいても、協議体での検討状況の情報共有を図り連携させていく必要があると考えております。

このようなことから、資料3のフローチャート右図に検討事項として、中部電力尾鷲三田火力発電所用地活用検討を本プロジェクトの情報共有に必要と考え、フローチャートに加えております。これによりまして、本プロジェクトの検討スケジュールも情報収集の観点から見直しさせていただきます。

現在、資料3のフローチャートにおいて、左図に尾鷲港周辺での食の拠点計画案

作成の途中でございます。

6 ページのほうでございますが、コンセプト、テーマ、施設概要として、飲食関係から周辺整備関係まで6項目、合わせて34の案を出し合っている状況でございます。この案をもとに今後発電所用地の活用検討と連携いたしまして、港周辺エリアにおける拠点構想イメージを作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

○奥田委員 済みません。食の拠点ということで、しつこいようですが、港のところに食の拠点をつくるんですよね。その目の前に7メートルの山がある。その上にどえらいごみ焼き場がある。それって両立するんですか。両立すると思います。このぐらいいいですよ、委員長、どうですか。総合的に考えてくださいね、総合的にまちづくりを。どう考えてもおかしいと思うんですけど。

○大和政策調整課長 ごみ処理と港内の活性化の整備というのは、発電所の中でのエネルギーについて多分ひっついてくるとは思いますが、そういうふうなものが見るからにごみ処理施設やというものにはならんと。僕は立場が（聴取不能）ので、外見のことを言っています。

○南委員長 奥田さん、ごみならごみのことで。ごみのことは環境のほうである程度、まだ方向性が動き出したばかりでございますので、まだ具体的には協議会もできていないという状況でね。あえて既成の事実をつくっていくのもどうかなという感じがしますので、ごみの問題とはこの活性化プロジェクトはちょっと切り離して考えていただきたいと思います。

○奥田委員 食の拠点とはどういうものになってくるのか、今後楽しみなんですけど、やっぱり景観というか、大事ですよ。物がそれがあるということになると、ちょっとね。風評被害とかも出てくると思うし。総合的にやっぱり考えてくれん、総合的にね。

あなた方はまちづくりをする担当やもんで、まちづくりをする。単体で考えるんじゃなくて、一つ一つ、定住移住も含めて、ふるさと納税も含めて、尾鷲のまちをどうしていくかということを考える部署やないですか、あなた方は。そういう観点で進めてくださいよ。ちょっと安易過ぎません。何か簡単に考えて。一つ一つの俺らのやるべきことだけやっておたらいいんやみたいな。あとはごみのことは俺らは知らん。環境がやりゃいいとか。俺らは与えられておる食の拠点をつくれと言われたので、これ、考えようか。ふるさと納税でやれと言われたもんで、これ、やろ

うか。定住移住をやれと言われたで、やろかと。

単体で考えるのもそれはいいかもしれんけれども、あなたらの部署は違うんやでな、政策調整課でしょう。尾鷲のまちをどうしていくかということその政策を調整していくんでしょ。一番大事な部署やないですか、あなた方。心臓部ですよ、あなた方、市役所の。

全体を見てくださいね、全体を。それだけお願いしておきますわ、食の拠点構想についても。全体を見ながら進めてくださいよ。それだけ、済みません、言わせてください。お願いします。

余りにも短絡的なんですか、あなた方。

- 大和政策調整課長　　今、委員がおっしゃられたように、総合的に判断せいということなんです、当然そうさせていただきます。それで、これが融合できるようなものに、地域の活性化とごみ処理施設が融合できるようなものに仕上げていくのも一つの案かと我々は考えます。

（「もちろんですよ」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　　ごみ施設の話はもうちょっと置いて。

今回、新たに説明していただいたというのは、火力の跡地利用のことがあるもので、選択肢の中へ一つ火力発電所の敷地も入れてまちづくりを全体的に考えていこうという、僕は説明だときょうは理解しておるもので、ごみ焼き場云々じゃなしに、全体のことでこのプロジェクトについて御提言なり御質問をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

- 三鬼（和）委員　　今のところ確認しようと思って発言をお願いしたんですけど、火力の中で、位置図であるとか、そういった全体的なものは別にしておいて、改めて委員長も言っていましたけど、これまで尾鷲活性化拠点というか食の拠点については、同じ港町、港のほうといっても市場の尾鷲漁業近くというイメージで描かれておったと思いますけど、今回、中電のこういった中でこういったことも検討していくということに方向転換したと理解したらいいんですか。

- 大和政策調整課長　　方向転換というよりは、港エリアは中電を除いた部分を港湾計画上の位置づけであって、そこを何とか港の整備とか、漁港整備とかということをやっていききたい。そこに拠点も要るんじゃないかという構想です。

それが今回の中部電力のことがありまして、そこも港湾の一体としてとらまえて、ここで何ができるか、ここで何ができるかというところに視野が広がったというふうに御理解いただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　それはわかるんですけど、構想ですし、ただうちの財政的な事情からいったらあれもこれもできないという中では、中電さんとの協議をするということにおいて、限りなくこれまで描いておったような食の拠点であるとか、そういったものがこういった共同作業の中で考えられるので提案してきたと受け取ったらいいですか。

○大和政策調整課長　それでよろしいと思います。

○奥田委員　ごみの話はちょっと置いておいて、この食の拠点、これはハード的にはいつごろ、もう何回も同じことを聞いておると思うんですけど。市長の在任期間中には建てるということなんですか。

○加藤市長　考え方は、一応今こういう構想がプラスアルファして、この構想のもとで計画をしようとしていると。一つの大きな目標というのは、何度か申し上げたことがあるんですけども、やはり私は、紀勢道の北インターと南インターが開通したときに尾鷲はどうなるのかという。やっぱり時間軸としては、その中に完全なものはできなくても、やっぱり目新しい、ちょっと寄ってみようかという、そういう中核とまではいかななくても核施設的なものが絶対必要であろうと。それをテーマとして、食というものをテーマにしながらやっていこうと。

今回、中電のほうもありましたので、こういう状況になりましたので、やはり要はこういうことをトータルで考えていきながら、その中でちょっと尾鷲、こんなおもしろいものができたで寄っていかうかという、そういう具体的なものをつくっていかなきゃならない。それをまず第1の目標にしております。トータルとしては、やっぱり6年、7年は、私はかかろうかと思っております。

○奥田委員　じゃ、6年か7年後に建てるということですか。じゃなくて。

（発言する者あり）

○加藤市長　高速道路がトンネルが開通するまでに何とか中核施設の一部でもいいから、尾鷲、こんな変わったもんができたでちょっと寄ってみようかというようなものをこの施設内に一つぐらいはつくらなきゃならないなど。それを目標にして計画と実施ということについて、いろいろ協議しながらやっていきたいと思っております。

○奥田委員　そうなんですか。今、楠さんらは構想が6年、7年やということを書いていますが、市長は。でも、もう数年ですよ、これ、つながるのって。それまでにつくるという話ですよ。どっちが本当なんですか、これ。曖昧に言わないで、正確に何年、何年後につくるというのは……。

○加藤市長　具体的に申し上げます。要は、紀勢道のトンネルというのがかなり工事が進んでおります。私の認識としては、平成33年度、これはありませんけど、2021年ですか、2021年度をやっぴり目途に具体的な尾鷲にこういうおもしろいものができたから寄ってみようかという、中核とは言わないまでも、ちょっとしたものができるところを目標にしながらやっていきたいということです。

○奥田委員　回りくどいことを言わないでくださいよ、だから、在任中にするんですか、じゃ、在任中ですよ、3年後というのは。3年以内に食の拠点の一部はつくるということですか、ちょっと確認だけさせてください。回りくどく六、七年の構想がどうのこうのとかというて言われるし、高速道路ができるまでにつくるんやとか言われるが、2021年にもし開通するとしたら、そのときまでに一部はつくるということなんですよ。そこ、どう、はっきり言ってください、はっきり、もう。曖昧な話はやめましょうよ。

○加藤市長　私の目標としましては、開通するのが大体平成33年ごろ、2021年ぐらいになるから、それまでに何かちょっと目新しい、尾鷲にとって寄ってみようかという、そういう核施設になるものをつくりたいということです。

○奥田委員　はっきりしましたね、もう2021年、市長、在任中ですよ、もちろん。それまでに食の拠点をつくるということですね。確認させてください。

(発言する者あり)

○加藤市長　全部その構想をつくるためにはもっと時間がかかると。全体にはやっぱり最低でも6年、7年はかかろうかと思っています。その中の一部を、お客様方がちょっと来て寄っていくきっかけになるようなものをつくりたいということです。

○奥田委員　一部をつくるんですよね。構想じゃなくてつくる。つくりたいんですか。思いだけなんですか。つくるということで進めているのか、どっちなんですか、はっきり言ってください、はっきり、もう。

○加藤市長　私はつくりたい。つくるつもりでおります。

○奥田委員　つくるつもりでいるということですね、3年以内に。食の拠点の一部をつくるつもりでいるというふうに市長ははっきり言われたので、じゃ、それによって進めてほしいと思いますけど、そういう思いというのは、多分政策調整課長だけじゃなくて、財政のほうにも話はしていると思うんですけど、もう3年しかない。この中で悠長なことは言っていられない。そういう規模とか、財政的な見通しとか、財政のこととか、その辺はもう当然、あと3年しかないわけだから、詰めて

いますよね。どうなんですか。それもこれからですか。

○南委員長 奥田委員さん、きょうはそこまで、詰める詰めていないじゃなしに……。

○奥田委員 どこまで考えているかということを知りたい。どこまで考えていますか、どこまで。

○南委員長 当然、きょう、構想のプロジェクトを考えておりますよという考え方を示しておられて、あえて時間をとって……。

○奥田委員 プロジェクトというのは、3月31日までにまとめるという話やったじゃないですか。

○南委員長 するかせんのかじゃなし……。

○奥田委員 3月31日にまとめるんやと。まとめるという話やったよね、市長ね。だから、今ごろこんな、出てきたらあかんのですよ、本当は。ほかの六つも聞きたいんやけど、本当はね。3月31日までにきちんとまとめると言いながら、まだまだ具体的な話もできんのですか。あやふやなままなんですか。それを僕……。

○加藤市長 3月31日までに構想の方向性をきちんとまとめて、平成30年度には具体的な計画に落とし込むということです。

○南委員長 奥田委員、するかせんのか、そうじゃなしに、提案も含めてちょっと言ってくださいよ。

○奥田委員 だから、プロジェクトということで進めて、趣旨を説明したということで、きのうの三鬼和昭委員の一般質問でも答えていましたけれども、でも、市長の思い、大きな肝いりの政策でしょう、この七つのプロジェクトというのは、でしょう。それを3月までにきちっとするという話やったやないですか。それを今から構想だけで、具体的なことは4月以降ですというのは、何かずるずるずるずるいっているような気がしてね。3月31日までにきちっと……。だから、食の拠点、市長が3年以内に、あと3年でつくる、つくりたいんやということであるなら、それに向けてのある程度の具体的なタイムスケジュールが出ていないとあかんと思うんですよ、こうしていくというのは。

今さらまだこんな、大きなまだ絵にもできていないような感じやな、これな。こんな感じで曖昧な話ばかりじゃないですか。市長も具体的な話は何もしないし。話はうまいから、午前中も言ったけど、話はうまいから、ああ、そうかなと思うんやけど、後で聞いたら中身は何もないんですよ、何も。このプロジェクトの話も何も中身がないやないですか。

趣旨を説明したんだって。趣旨って、そんなに大事なことなんかな。趣旨はわかっていますよ、尾鷲の活性化ということを含めて進めているんだから。趣旨なんていうのもの、言われなくてもわかっていますよ、中身でしょう。

市長はやっぱり特別なことをやりたいんでしょう、市長に就任されたから。いろんな考えがあって、それが僕は3月31日まで、去年の10月にこれをつくると言ったから、それを僕は市長の色をどんと出してくるのかなと思ったんですよ、もっとね。何も中身がないじゃないですか、中身が。中身がないですよ、はっきり言って。空っぽじゃないですか。

だから、今、3年以内で、僕はくどくど言うつもりはないですけども、3年以内に一部つくると言っておるんだったら、もうタイムスケジュールが出ていないとだめですよ、いつこうなっているって、こうやって進めていきますと。それが何も無い。

ほかの六つもあなた方に聞きたいんですけど、後でね。ちょっと何とかしてくださいよ、市長、これ。あなたの肝いりのプロジェクトでしょう、これ。

○加藤市長　コンセプトを決めて、こういう方向に進むんだと。具体的にはどういう施設づくりをやっていったらいいのか、その具体的な中身はこういう形の中で、方向性は決まったんですよ。それを具体的に落とし込んでいくというのが平成30年度だということは、前のときも申し上げております。

（「遅いですよ、何しろ」と呼ぶ者あり）

○村田委員　趣旨か知らんけれども、そんなことより、今、3月というのがちょっとおくれておるとい話がありました。これは、確かにそういう思いがありますけれども、市長は33年までやるというんですから、それは当然今から今までのおくれを取り戻してやっていくでしょう。

ですから、我々議会としては、市長はここで断言したわけですから、拠点となる一部をやるんだということを断言したわけですから、我々としては、その経過を見たらいいんじゃないですか。今、遅過ぎるとかいう必要はないんじゃないでしょうか。市長が今からどんどんスピードを上げてやるんなら、それでいいじゃないですか。そのことを今云々言う必要はないんですよ。

○奥田委員　討論ということもあるのでね。そうじゃなくて……。

○南委員長　討論会じゃないので。

○奥田委員　討論会じゃないですけど、僕が言いたいのは、これだって、村田委員の言われること、よくわかるんですよ。見守ったらいいいじゃないか。でも、これ

だって、3月31日までにきちっと七つのプロジェクトをまとめるんだと言いながら、まとまってないじゃないですか。だから、見守ってきたけれども、この半年。見守ってきましたよ、半年以上かな。見守ってきたけれども、何もないから。出てこないから、僕は言っているんですよ。3年後、食の拠点の一部をつくると言われたけれども、具体的なそんなタイムスケジュール、できておらなあかんやないですかという、そういう思いなんです。それだけちょっとわかってくださいよ。

だから、これ、また見守っておって、またできませんでした。ずるずるずるずる、これまでもそうじゃないですか。何遍も何でもだまされてきているんや、もう。リニアックやりますよと行って、やりません。そうでしょう。何でもそうやないですか。僕はだまされてばかりおるんですよ、これ。だから、そのことを言っているのであって、見守りたいのは見守りたいんですけど、余りにも裏切られているからね、見守ってきたけど。もっと早くやってほしいという意味です。

○村田委員　私は見守ろうとして、見守っていきたいけれどもおくれておるじゃないかという意見がありましたけど、確かにそれはそうですから、だから、今、奥田さんが強い口調で奮起を促しておるんであって、今から執行部がどんどんやっていけばいいことですから、見守ったらいいいじゃないですか。できなかつたらどうするんですかということになったら、市長は断言してできなかつたら、それはそれなりの市長の腹づもりということをやするわけですから、それはそれでいいんじゃないですか。今は、今からやっていくんだということを示されたわけですから、見守りましょうよ。それでいいんじゃないの。奥田さんのその強い口調で叱咤激励が今あったわけですから、執行部も今からさらに頑張るでしょう。その辺でどうですか。

○三鬼（和）委員　具体的に市長が3年以内に高速道路と、これは、きょう資料をいただいた中に、右側のページにコンセプト、テーマ等があるということで、その下の中に施設概要ということで、具体的に立ち食い、朝食、フードコート、それから、カキ小屋風店舗、ファストフード、おわせ棒とか、こういったのがイメージにあって、こういったものを突き詰めてスタートしていくと。あと、下はイタダキ市との連携とか、ありますけど、こういった形というのも含めた形でスタートしていきたいということと受け取ったらいいいんですか、ここへ書いてある以上は。

○加藤市長　具体的な話といえば、そういう話ですね。食のまちを起点として、まずベースになるようなものをつくって、尾鷲にこんなおいしいものが、こういうものができているよ、楽しいなというようなイメージです。そういう具体的な、今、施設上のそういうもの、こういうものというのをまとめ上げたのはこの内容でござ

いまして、これは商工会議所ともいろいろ相談した結果の話ですけど。

○野田委員 尾鷲活性化拠点構想プロジェクトという形で、今回示されたんですけども、一つは、検討事項というのは、今度前回の資料と比べますと、三田火力発電所という部分が入ってきまして、二つの軸足というんですか、二つの柱で進めるといような形になっていると思うんです。これでよろしいですか。

○加藤市長 港エリアを今までここだけで一方だけで漁港を中心とした形でやってきたんですけど、こういう新たな検討課題というのでも出てきて、これを全体的に取りまとめながら進めていって、その中で3年以内で核になるような尾鷲の呼び物となるようなものをつくっていききたいという話なんです。

○野田委員 それはそれでよろしいんですけども、余りにもこの3年ぐらい、ボリュームがあり過ぎるかなという気はしますね、事業としてのボリューム。それは市長のほうというか、執行部がこれはやれる、並行してやれることだよという考え方もあるんかもわかりませんが、一個人としてはボリュームが非常に多くなってくるなということが、それを1点思うことと、あともう一点、確認だけさせていただきたいんですけども、この検討手順のところで、真ん中にある検討事項というのが平成30年3月まで。

これは、これまでの話なんですけれども、平成30年4月から下のほうへ行くわけなんですけれども、そうしたら、この2番の尾鷲港周辺での食の拠点計画案の作成というのは、そこから今度は市役所と関係課及び県との調整という。こういうのはタイムテーブル的というか、いつごろこういうことをやっていくというようなイメージなんです。ちょっとそれだけ教えてください、5番目まで。お願いします。

○大和政策調整課長 県とかの水産、産業の再生というプロジェクトもありますので、そこと合体させて、ここでいう県というのは、港湾整備においては、やはり三重県の管轄になります。市場をこうしたい、ああしたいという漁業さんの意見もございましたが、それについては県も絡まなあかん。漁港振興として市場をどうするのというのと、今度うちの水産とかというところで、いろんなところがかわってくるであろうと。これは、特に港の整備というのと、なかなか尾鷲漁業さんも入ってもらわなあかん話でありますので、なかなか時間、すぐできるんかというものでもないと思います。

それで、この計画自体をつくろうとすると、総合的な絵は描いたとしても、できてくるものは、どんどん時間差はあると。長いスパンの事業もあるでしょうし、できるだけ早くしなければならぬ事業、それから、中電構内での整備とか、それを

一つの絵として、できるところから進めていって、最終形がずっと先になるんじゃないかなというように進めていきたいと思っております。

○野田委員　一つには、活性化拠点というのは、食の拠点ということの契約を見たということでもよろしいですかね、2番目に書いてある。

○大和政策調整課長　もともとは食の基本計画をもとに、中にあるようなエリア的につくっていききたい。その中にやはり食べるところとか情報発信するところ、いろんな複合的なものが要るであろうというのが活性化拠点であると思います。やはり大きいものをつくろうとしてもなかなか進まないの、市長の先ほど言われたように、中でも一部をできるだけ早くということですみ分けしていききたいと思っております。

○野田委員　そうしたら、一番右側の中部電力との検討、あらゆる可能性の検討ということで、僕はここのところのイメージというのは、新しい産業というか、これは全然話は出ていませんけれども、ただ個人的にイメージするだけなんです、これと食の拠点との兼ね合いという部分はどのように考えていくんですか。この中電のところの文化、観光に関すること、産業、商工業の振興、言葉だけを見ますと、そういうことが書かれておる中で、食の拠点を中心につくるということはそれでいいんですけれども、つくることを否定するわけじゃないんですよ。それとこれとの関連性というのは、どういうふうに捉えておるんですか。

○大和政策調整課長　関連性、それで全てのものが入っておるわけですよ、中部電力の協定の中には。エネルギーを活用して、文化、観光、産業、商業の振興、それから、市民サービスの向上。さまざまなことがあの中でできる可能性がある。その中で横にある港エリアの拠点構想からそれをひっつけて、ここではこれができる、ここではこれができるというものの絵を描いていくべきだと考えております。

○楠委員　市長を助けるわけじゃなくて、助けたいんですけど、基本的に市長の考え方は、拠点をやりながらパイロット事業としてまずは取り組んでみて、個別のものをまた新たなプロジェクトをやりながら、長期的に海、湾岸を含めて整備を進めていきたいと。それで、高速道路も全てできたときになってもすぐできないのはパイロット事業、一つこの中でメニューを選んで、いろいろやっていくうちに最終形はこうなりますよということの考え方でよろしいんですよ。

○加藤市長　全体的な構想計画がなければ、そういうパイロットプロジェクトというのはできないと思います。だから、今、全体的な構想の中で具体的に落とし込んでいくと。たまたま中電との協議体というのも、間もなく発足すると思います。

そういうことも含めて、それが一つの起点として平成33年にやっぱり開通する前に、要するに尾鷲に寄ってみようというようなものをつくっていかないと、みんな、逃げてしまいますねという、そういう危機感があるわけですね。だから、やらなきゃならないと。トータルとしては、もっと長いタームですよ。

○楠委員　今の説明で、あくまでも3年後には全てはできないですから、まずは、この食の拠点から考えたときに、先ほど私が言ったのは、パイロット事業一つを最低でも立ち上げなきゃいけないと、1個、2個、全部この中で書いてあることはできない。その中で、今度、商工会議所とか、いろんな協議体をつくった中で、改めてまた個別のプロジェクトもやりながら、最終形は、今言った構想の中のしっかりしたものを尾鷲市としてしっかりお客さんが来られるようなまちづくりをしたいということによろしいですね。

○加藤市長　考え方は、楠委員がおっしゃっている、その方向性は全く同じです。

○濱中委員　食の拠点ということを知ったときに、以前に、3年ほど前ですけど、村田議長、当時、私、一緒に同行させてもらっていったことがあるんですけども、重点「道の駅」候補になっておるのが中ぶらりんになっておると思うんです。その中に食のゲートウェイというテーマが入っております。これは、もちろん国のほうから選定をしていただいて、こっち側がそれに向かったの計画をしましょうという計画でやっておったわけですけども、道の駅の取り方については、道の駅としてはなから建てていくのか、でき上がったものに対して名称をいただくのかという、いろんな手法もありますけれども、今から加藤市長の考える食の拠点は、このときに選定していただいた道の駅候補とは全く切り離して考えればよろしいですか。

○加藤市長　正直申しまして、道の駅構想については深く把握していない。ただ、方向性としては同じだと思いますよ、僕は。尾鷲をどうやって活性化するか、尾鷲にどれだけの人を呼び寄せることができるかということについての考え方は一緒だと思っているんですよ。あとは具体的にどういうものをしていくのかと、その話だと思います。考え方自体は、僕は、正直申しまして、真っ向から反対していると思えん。考え方は一緒だと思います。

○濱中委員　恐らくこういった道の駅というコンセプトの中には、本当に地域活性ということがあって、候補になった時点でかちっとした場所とか建物が決まっておったわけではないので、恐らく国のほうとしても、尾鷲市が地域の活性を目指したりとか地域の特性を生かしたりというようなところででき上がってきたものに対して、その制度を一緒になって後生かしていきましようということもあり得るのか

など思うんですよ。

なので、尾鷲市にとってお得な部分というか、有利な部分に関しては、候補も全て捨てるという話ではなくて、後々でもこちら側が有利になれるところは使わせていただけるような、連携を持ったような企画の仕方というのがあったほうが私はいいのかなという気がしますので、そういったあたりで具体が出てきたときには、ぜひまたお聞かせいただきたいと思います。

○大和政策調整課長 濱中委員がおっしゃるように、重点「道の駅」候補地としては、尾鷲市としては残っております。南インター出口のほうで提案させていただきました。あそこではできないということでありましたが、国交省のほうとも話をさせていただいて、尾鷲市の提案でしたので、場所はそこという限定ではなかったと。今後、こういうことがいろんな拠点構想というものが持ち上がっていきまして、そういうことをやっていきたいと。それまでは置いておいていただきたいというのはお願いしてあります。もしその施設等ができる際にかかわれるのであればということは、国交省さんのほうからは伺っております。

○南委員長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時11分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

それでは、次に、市政改革に係る取組状況についての説明を求めたいと思います。

○濱田政策調整課副主幹 それでは、7ページをごらんください。4月からの取組み状況につきまして御報告いたします。

まず、1の市政改革担当の役割についてであります。

第6次尾鷲市総合計画では、将来都市像の実現のために、五つの基本目標が掲げられており、それらの計画実現のための一つとして、行財政改革の推進が位置づけられております。本市における行政改革の取組みにつきましては、ここ15年の間に総務課、市長公室、財政課、総務課と所管課が移りながらも間断なく続けられております。そして、本年度の機構改革において、限られた財源と人材により、多様化する市民ニーズや刻々と変化する社会情勢に的確かつ迅速に対応するため、働き方改革や行政改革などを積極的に推進し、現行の行政サービスや仕事の進め方を見直すことを目的に政策調整課に市政改革担当が設けられたものであります。厳しい財政状況の中、スピード感を持ち、より具体的な取組みと成果が求められてい

ることから、それを肝に銘じ、担当として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、主な取り組み状況についてであります。

1の行政改革につきましては、まず、平成28年度から引き続き実施しております第4次尾鷲市行財政改革プランの進捗管理であります。

次のページをごらんください。

第4次尾鷲市行財政改革プランにつきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間として、総合計画に定める施策をより効率的、効果的に実現するため、競争によるまちづくりを行財政改革の指針として、人づくりによる改革、公共サービスの最適化、健全財政の三つの視点により、25項目、27の内容について各課において取り組んでいるところであります。行財政改革プランの取り組みにつきましては、平成29年度の進捗状況を踏まえ、平成30年度の実施計画に基づき、着実に各課において実施されるよう、今後も進捗管理を行ってまいります。

その中で2点の検討課題がございます。

1点目は、尾鷲市行財政改革推進委員会のあり方についてであります。

尾鷲市行財政改革推進委員会につきましては、有識者の専門的な見地や市民目線からの提言、評価をいただく審議助言機関として、尾鷲市行財政改革推進委員会の設置条例に基づき設置される委員会となっております。同委員会につきましては、平成28年の第4次尾鷲市行財政改革プランの策定に関し、必要な事項を調査、審議する機関として平成28年10月31の任期満了まで設置されておりました。しかし、その後、設置がなされていない状況にあり、平成29年度も開催されておられません。このことから、進捗状況の管理を含め、現在、前委員長とコンタクトをとり、今後の行政改革の推進と尾鷲市行財政改革推進委員会のあり方について、現在相談させていただいているところであります。

2点目といたしましては、行財政改革プランの進め方についてであります。

行政改革につきましては、スピード感を持ち、より具体的な取り組みと成果が求められております。そのため、プランはプランとして推進してまいりますが、それに加え、行財政改革プランに掲載されていない内容につきましても、迅速かつ主体的に取り組んでいかなければならないことから、個々の案件につきましては、随時委員会において進捗状況等を御説明させていただき、進めていきたいと考えております。

次に、その具体的な取り組みの一つであります2の指定管理者制度の見直しの状

況についてであります。

公の施設の管理につきましては、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が公布施行され、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、従来の管理委託制度を改め、新たに指定管理者制度が創設されました。

本市におきましても、平成17年に尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を定めるとともに、各施設における指定管理者制度の導入の可否を検討し、平成18年以降、8施設において指定管理者制度を導入し、管理運営を行っているところであります。

次のページをごらんください。

表1は、本市の公の施設における指定管理者制度導入施設状況であります。平成30年度で指定管理期間が満了となる施設は、尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンター、アクアステーション、夢古道おわせ及びコミュニティバスの5施設となっております。

指定管理者制度における本市の課題といたしましては、平成18年に本市の公の施設において、指定管理者制度を導入するに際し、または導入して以降、制度導入に係る基本方針、検証等に係る基本方針が策定されておらず、また、導入効果の検証が実施されていないことであります。これらの課題につきましては、条例設置の有無を初め、本市の公の施設を改めて洗い出した上で、指定管理者制度導入施設の所管課と連携しながら、現在、尾鷲市指定管理者制度導入基本方針及び尾鷲市指定管理者制度導入施設モニタリング等基本方針を作成中であります。また、平成30年度中に指定管理期間が満了する施設につきましては、経理簿等の内容を確認し、導入効果等の検証を進めているところであります。

指定管理者制度を継続する場合、第3回定例会において債務負担行為の計上が必要となる施設もあることから、検証結果等がまとまり次第、改めて委員会等で御説明させていただきたいと考えております。

最後に、3の全事業の総点検につきましては、現在、三重県市町行財政課での事業見直しの手法等を紹介するなど、平成31年度当初予算編成に向けて、9月末を目途に進めてまいります。

以上、市政改革に係る取り組み状況の現状報告とさせていただきます。

なお、市政改革の取り組み状況につきましては、今後も随時委員会において御報

告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

市政改革についての取り組みの方向性と計画を説明していただきましたが、これについて御質疑がある方。

○濱中委員 指定管理者制度に関しましては、私も質問もさせてもらっているんですけども、この一番最後の総点検をした後に統廃合の可能性が記されているんですけども、これは、統廃合ということは直営も含めて考えるというふうにとるんでしょうか。それとも、もう事業そのものをなくしてしまうという、指定管理じゃなくて、その施設の事業そのものをなくしてしまうというような、そんな極端な話なのかと、ちょっとそれを。

○濱田政策調整課副主幹 全事業の見直しのほうは、また事務事業の見直しであって、指定管理のほうは、現在指定管理を継続するのか、それか、本当に直営に戻すのかということも含めて、経費等の中身を精査しています。それで、やっぱり指定管理者制度の目的が住民サービスの向上であったり、経費節減等というのが果たして本当に当初の法律に基づいてなされているのかということの検証を行っているところであります。

○濱中委員 わかりました。ごめんなさい。じゃ、(3)は全事業って、市の全事業の話ですね。ごめんなさい、間違えました。ちょっとここ、別のものということの理解が、これ、下までが指定管理者制度かなと思ってしまったものですから、そこはごめんなさい。

そうしますと、この指定管理者制度の中の課題と取り組みというあたりで聞かせていただきたいんですけども、上に関する基本方針の策定、検証も含めてなんですけど、基本方針ということですので、指定管理者制度そのものに対する規制、基本方針、これも必要かとは思うんですけども、それぞれ役割が違いますからね。それぞれ一個一個に関しても、そういった作業が行われるのかどうかということを確認させてください。一個一個のその施設の制度導入しているものに対しても、それをされるのかということ。

○濱田政策調整課副主幹 基本方針は、いろんな種類の施設がありますので、統一的な基本方針として書かざるを得ないんですけど、当然それが今の尾鷲市の公の施設それぞれの目的、設置目的等がある中で、それが本当に指定管理者制度に合うのか合わないのかを含めて、個々施設ごとに今検証をやっているところであります。

○三鬼(和)委員 一般質問でちょっと時間がなくて言いそびれたんですけど、

せんだって総務産業常任委員会で鋸南町へ行かせていただいたところ、道の駅が指定管理でしたけど、そのときには、収益が出た場合の条項なんかも決めておりました。本市においては、そういったもの、やっていないわけじゃないですか。鋸南町では、利益が出たら、働いておる人の待遇とか、指定管理施設のほうに利益が出た分を回すということでした。管理者には管理料だけでずっと続けていくということでした、配当とか云々じゃなしに。

ですので、今後はそういったことも含めて、代表監査にも伺ったら、そういったことを本市は決めずにやっておることがあったもので、そういったことも検討すべきではないかなと思いましたが、ちょっと意見なんですけど、どうですか、その辺。

○濱田政策調整課副主幹　委員さんがおっしゃるように、やっぱり利益が出た場合のどう扱うかというのはありますので、それは基本協定書に、例えば一定額が出た場合は市に戻すなり、要は指定管理以外に大規模な修繕であったりというものについては、市がお金を出して施設整備等をしているケースもありますので、それについては、今、担当課とも話をしております。なもので、それについても今後の方向性なり基本協定にこういう形で折半のルールを設けますとかというのも含めて検討させていただきたいと思っております。

○奥田委員　今回新しく市政改革担当ができて、濱田さん、担当ですよ。濱田さん、財政も詳しいので、しっかり行財政改革をやってくれると思うんですけど、この中でこの資料を見ると、主な取り組みということで、行政改革について、それから、指定管理者制度の見直しと全事業の総点検と三つ書いてあるんですけど、私が一番大事なのは、最後3番目。この全事業の総点検やと思うんですよ。

これ、10年ぐらい前に民主党政権のときに事業仕分けというのをやりましたけど、実は尾鷲市はもっと早かったんですよ。実は、僕、執行部にいたときに半年前にやっておるんですよ、事業評価というのを。事業を全部見直して、くっつけるものはくっつけるというような作業をある程度したことがあるんやけれども、これ、徹底的にやってほしいんですね。これをまずやるべきですよ、この事業評価を。

これをやった上で、だから、僕は、市長が七つのプロジェクトを挙げてやられたけど、まず僕はこれが一番大事だと思うな。まずこれから取り組まなアカんと、僕は、もう半年以上前から市長が就任したときから思っておったんやけれども、1年かかっておくれたけれども、加藤市政、これ、まず取り組んでほしいなと僕は強く思うもので、濱田さんを中心にしっかりやってほしいと思うんですよ。よろしくお

願います。お願いしておきます。

市長、何か。

○加藤市長　奥田委員がおっしゃっているように、今回本当にしっかりやっていないと、もう本当にしっかりやっているとだめだと思いますよ、本当におっしゃるようになります。ここがやっぱり。もちろん喫緊の指定管理者制度導入をどうするかと。だから、このところもやっぱり落ち度云々等々ありますので、きちんとやっっていこうというようなことで、さっき濱田副主幹のほうから話した内容でございます。

○濱中委員　この総点検に関しては、庁内で一生懸命やられるんでしょうけれども、最終的に外部評価は入れられますか。もう庁内だけのあれですか。

といいますのは、ずっとやってきていることって、自分らでも思うんですけども、それが必要かどうかというところの冷静さをなくす場合があるんですけども、例えば、ここは三重大との連携したりとかもあるので、そういった先生の御意見ですとか、そういったあたりもやられるといいのかなという気はするんですけども。ただ、この短い時間でそこまでできるのかどうかというものありますけどね。ちょっと外部評価の視点も要るのかなという気はするんですけど、いかがですか。

○加藤市長　おっしゃっている意味は非常によくわかるんですよ。僕としては、やっぱり前々から御指摘いただいた指定管理の見直しというのを絶対やってほしいという中で、やっとまとまっているわけなので。その中でまたいろいろと来年度の話の中で、来年度更新になる、31年度更新になるのがありますので、まずはやっぱり全庁的にやっていきたいという考え方で今進めております。

○濱中委員　もちろん時間的な制約もある中でやられておるわけですから、無理強いではないんですけども、例えばやっていく中で、ことしは内部的なもの、じゃ、一歩進んだときには外部の意見というような段階を追ってでもやられるのがいいのかなという気はしておりますので、それは要望として言うておきます。

○野田委員　9ページのほうの課題についてというところと、アの課題についてとイの現在の取組状況についてなんですけれども、ウの導入施設の導入効果検証、検証はこれまでしていないというところが課題ということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○野田委員　それと、イのウのほうなんですけれども、導入施設モニタリング等の基本方針とはどういうものなんですか、イメージ。

○大和政策調整課長　モニタリング、いわゆる基本方針を策定していなかったも

のですから、今策定して、担当課と話を進めていく。今度は聞き取りをどういうことを聞き取って、どういうことをモニタリングするのかという方針もないものから、そういう一つの制度をつくっておかんと、今後、来年度以降にもまたいろんな施設が指定管理の中で来ますので、そこを押さえておきたいということです。

○濱田政策調整課副主幹 課長のあれに補足なんですけど、施設の中での評価であるとか、アンケートによる聞き取りであるとか、それは施設の側の指定管理者側の評価もあるし、逆に言うたら指定管理を出しておる所管課の評価というのが当然必要なんです。その中で、その施設の評価であったり所管課の評価というのを全部した上でのモニタリング表というか評価表というのを提出してもらうように整備をしています。評価表を出してもらうための基本方針というふうに考えてもらったらいいと思います。単年度ごとの施設の状況等の評価をするための基本方針というふうに考えていただいたらいいかと思います。

○野田委員 他市町村と比べるということはいかがなものかと思いますが、そういう参考事例というんですか、他市町村の市町の指定管理者制度とか、業務委託とか、あとは第3セクターとか、いろいろありますけれども、その中でどれぐらいの規模が、簡単に言っていますよ、どれぐらいの規模で指定管理者制度にどういう金額を出しているとか、そういうのの調査というのはやられるんですか、やれないんですか。

○濱田政策調整課副主幹 それぞれの地域事情がありますので、その調査まではしません。あくまで尾鷲市が指定管理を出した中でのその目的であったりとか、市民のサービスの向上であったりとか、経費節減になっておるか、直営でするより指定管理者を導入することによって、より施設が有効に生きてあるとか、その施設の市民のサービスの向上が図れているかとかいう部分での評価だけはしますが、他市町の施設でどれだけ指定管理料がかかっているとか、そこまでの調査はしておりません。

○野田委員 今、指定管理の評価というところを濱田さんのほうで言われたんですけども、その評価というのは、非常に人によってものの見方によっても違ってくる部分があると思うんですけども、それは、一つの尺度というものは何かつくられるんですか、検証。

(「検証、基準をつくるのがそれ」と呼ぶ者あり)

○野田委員 ありがとうございます。

○小川委員 1点気になるところがありまして、資料の7ページなんですけど、

行財政改革とかあるんですけど、その働き方改革について国のほうでは同一労働、同一賃金とか、あとインターバル制度であるとか、高プロ制度ですか、ありますけど、これ、いつぐらいまでに改革していくんですか。

○加藤市長　国会のほうで働き方改革云々ということを言われておりますけれども、これは私の考える独自の尾鷲市の働き方改革なんです。要は、やはりこういう状況の中で、尾鷲市庁舎の職員がどれだけ活性化するか、要するにモチベーションを高めながら職務をきちんと活性化していくかというような話からスタートしたことでございます。その中で、皆さん方がよくやった挨拶が悪いとか、誰も態度が悪いとか、そういう基本的な話から、今度の職員に意識改革をしていただきながら、徐々に主体性というんですか、そういったものが導き出せるような、そういう改革方針を出しながら具体的に進めていこうという話なんです。

だから、残業云々とか、要するに何とかを導入しながらスペシャリストを養成して、そのときにはどうのこうのと色々な話がある、それとは全然違うんです。尾鷲市の職員としてやはり市民の皆様方に十分なサービスができるような、そういう職員に皆さん方、一緒にやっていきましょうというようなことなんですよね。ちょっと違うんです。

○小川委員　働き方改革になっておりますので、それで、国のいう働き方改革は国の法律が決まったら変えていかなきゃならないと思うんですけど、それはここの担当じゃなくて総務課のほうなんですか、それは。

○加藤市長　結果的には人事案件については総務課でございますので、そういう職員に関するいろんな規則とかそういったものについては、全て総務課が人事のほうについては全部運営しておりますので、総務課になろうかと思えます。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　他にないようですので、政策調整課の審査は終わりたいと思います。御苦労さんでございました。

○大和政策調整課長　先ほどふるさと納税の話で、職員もやっています、議員の方も応援してくれるということなんですけど、一応表は議会事務局のほうにありまして、様式が。もし御紹介できる方がいれば、企業さんがあれば、また一報いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○南委員長　ありがとうございます。御苦労さんでございました。

（発言する者あり）

きょう、議会事務局で終わりたいと思いますので、議会事務局をして委員会を終了いたしたいと思います。

(休憩 午後 3時34分)

(再開 午後 3時34分)

○南委員長 それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○岩本議会事務局長 それでは、議案第37号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、議会費の補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページをごらんください。

歳出1款1項1目の議会費につきましては、195万円を減額し、計1億2,078万8,000円とするものでございます。財源内訳は全て一般財源でございます。内訳は議会運営経費のうち、負担金補助及び交付金の政務活動費を全額減額するものでございまして、今定例会初日に政務活動費の交付に関する条例の廃止について議決をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議会費の補正予算については以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

議会の補正の説明は以上でございます。

これについて特に御質疑のある方は、ございませんね。

○奥田委員 これ、政務活動費の廃止ということで非常に大きなインパクトがあると思うんですけど、これはあれですか。三重県下14市では初めてなんですか。

29市町では、町はないところがある。その辺、ちょっと教えてもらえませんか。

○岩本議会事務局長 済みません。市だけの情報なんですけれども、熊野市については、現在政務活動費は交付しておりません。そのほかの市については、現在交付している状況と把握しております。

○奥田委員 じゃ、初めてというわけじゃないんや。熊野市に次いで2番目ということ、じゃなくて。

○南委員長 もともと。

○奥田委員 もともと熊野市はなかったということですね。だから、政務活動費があるのが廃止したというのが14市の中で初めてという理解でいいな、わかりました。

○南委員長 よろしいですね。

特に事務局、ございませんか、特に事務局関連でね。

○濱中委員　これそのものは多分議会運営委員会で皆さんにお聞きをすることかなと思うんですけど、予算を伴うことなので、ちょっとタイムスケジュール的なことを確認しておきたいんですけども、今、タブレットをかなり皆さんに注目していただいて結構視察も来ていただいておるといようなことも聞いておるんですけども、恐らくもう2年たつんですよね。物自体が今のところ、まだ私も順調に動いていますけれども、最初の段階でこれの更新をどうするかとか、そういう話を多分していなかったと思うんですよ。機械のことなので、もちろんできるだけぼろぼろになるまで使わせていただきたいなとは思いますが、ことしということでも、例えばこういうものの更新をしたいときに、予算要求をするタイミングというのは一体どの定例会前ぐらいに決めなくてはいけないのかなと。事務的なことをちょっと一度聞いておきたいなと思ったんですけど。

○南委員長　メーカー的にはどなんやった。

○岩本議会事務局長　現在のタブレット、2年半ということで、いずれ交換する時期があるとは思いますが、今のところふぐあい等の情報もありませんので、しばらくはそのまま使っていただきたいなという気持ちではおるんですけども。少しでもふぐあいが出るようなことがあれば、更新について考えさせていただいて、なるべく予算がかからないように、当初購入したときのようなキャンペーンのあるときのような時期があれば、それをちょっと考えていきたいなというふうには思っています。

○濱中委員　せっかく節約をした話のときに使う話で大恐縮やったんですけども、今もう本当にこのタブレットを頼りでやっておるものですから、例えば6月議会でだめになったけれども、来年度予算まで更新できんですというのはちょっと厳しいかなという気がしたものですから、ある程度目安であったりとか、めどであったりというのは、そろそろ心づもりをせんなんのかなという気がしましたものですから、それはまた議会運営委員会のほうで交換ルールなんかもある程度決めていられるのかなと思うので、よろしくお願いします。

○南委員長　予備は何台あるの。

○岩本議会事務局長　議会事務局で予備は3台持っております。

○三鬼（和）委員　ちょっと議運の委員長とか云々は関係ないんですけど、入れる当初、導入した当初かかわったということで、局長と更新時期をいつにすべきかというのは若干議論して、局長が言われるキャンペーンがあったら、何年にかかわ

らず検討はするのにも一考かなというのはあったんですけど、今委員長が言われたように、万が一個人差によってとか品物の不良によってという場合は、あくまでクラウドで使えますので、個人のメモリしてあるのは違ってくると思うんですけど、議会事務局のほうで対応して、大体パソコンが5年ぐらいでやっていますよって、四、五年というのはめどか、例えば中間から入ったもので、今度改選、でも、改選していきなり新品に変えると、また議員が変わった場合も困るということもあるので、その辺も今後事務局とも相談しながら検討、議論もさせてほしいなと思っています。

○南委員長　　ありがとうございます。

　　あすは市民サービス課から行いたいと思いますので、10時からですので、よろしく願いいたします。

　　これにて本日は閉会いたします。御苦労さんでございました。

（午後　3時40分　閉会）